

No.	引用元	LV	データ項目名 (ファイル連携)	タグ名 (SOAP連携)	論理データ型	桁数	繰返し	連携項目	引用元コード辞書	項目説明/編集仕様	備考	サンプル値
1		1	個人住民税	-								
2	発生源	3	識別番号	SKBT_NO	X	15		○		人を统一的に管理する番号。庁内で一意となる番号。		
3	発生源	3	履歴番号	RRK_NO	9	10		○		個人単位連番		
4	発生源	3	賦課年度	FK_ND	X	4		○		賦課年度 西暦4桁		
5	発生源	3	履歴判定	RRKHNTI	X	1		○		データ状態判定用 0：最新 2：取消 3：照会用履歴 4：5月退職		
6	発生源	3	徴収区分	CHUSHU_KBN	X	1		○		徴収方法 1：特徴 2：普徴 3：併徴（普徴+特徴） 4: 年金 5:併徴（年金+特徴）		
7	発生源	3	処理日時	SYR_YMDHMS	X	17		○		処理実行時の日時（yyyymmddHHMMDDsss）		
8	発生源	3	決議年月日	KTUG_YMDHMS	X	17		○		データの決議日時（決議日>=処理日が必須）		
9	発生源	3	初期登録業務日時	SHKTURKGYUM_YMDHMS	X	17		○		データを最初に登録した業務日時（yyyymmddHHMMDDsss）		
10	発生源	3	自治体コード	JICHTI_CD	X	6		○		自治体コード		
11	発生源	3	更新ユーザーID	KOSIN_USER_ID	X	20		○		更新時のログオンアカウント		
12	発生源	3	更新クライアント名	KOSIN_COMP_NAME	X	15		○		更新時の接続クライアントマシン名		
13	発生源	3	住民税異動区分コード	JYUMINZIIDU_KBN_CD	X	2		○		住民税システム内異動区分 '00': 当初賦課 '01': 新規 '02': 修正 '03': 削除 '05': 減免 '12': 退職一括徴収 '13': 退職 '21': 転勤 '26': 年金停止 '27': 年金開始 '32': 休職一括徴収 '33': 休職 '42': 長欠一括徴収 '43': 長欠 '52': 死亡一括徴収 '53': 死亡 '60': 就職		
14	発生源	3	異動年月日	IDO_YMD	X	8		○		異動年月日		
15	発生源	3	住民税整理番号	JUUMNZISIR_NO	X	10				賦課資料の整理用番号		
16	発生源	3	賦課資料区分コード	FKSRYU_KBN_CD	X	2		○		賦課資料区分		
17	発生源	3	書式区分	SHSK_KBN	X	2		○		書式区分		
18	発生源	3	無職無収入コード	MSHKMSHUNYU_CD	X	1		○		無職無収入コード'0':（指定なし） '1': 学生 '2': 家事 '3': 病気 '4': 生活保護 '5': 失業 '6': 遺族年金受給 '7': 障害年金受給 '8': その他 'A': 租税条約非課税		
19	発生源	3	均等割区分	KNTUWR_KBN	X	1		○		均等割区分'0':（指定なし） '1': 家屋敷 '2': 事業所 '3': 均特 '4': 均等割あり '5': 均等割なし'6': 均等軽減 1 '7': 均等軽減 2 '8': 均等軽減 3 '9': 均等軽減 4 'A': 生活保護'B': 均有軽減 1 'C': 均有軽減 2 'D': 均有軽減 3 'E': 均有軽減 4 'F': その他非課税 'G': 税源移譲措置		
20	発生源	3	均等割パターン番号	KNTUWRPTN_NO	9	10		○		均等割の課税パターン 市町村合併による不均一課税用		
21	発生源	3	入力区分	NYURYK_KBN	X	1		○		入力区分 1：住民税 2：所得税 3：支払い		
22	発生源	3	営業所得額	EIGYU_SHTK_GK	9	15		○		事業所得のうち、営業分		
23	発生源	3	農業所得額	NUGYU_SHTK_GK	9	15		○		事業所得のうち、農業分		
24	発生源	3	その他事業所得額	SNTJGYU_SHTK_GK	9	15		○		事業所得のうち、その他事業分		
25	発生源	3	不動産所得額	FDUSN_SHTK_GK	9	15		○		不動産所得		
26	発生源	3	利子所得額	RS_SHTK_GK	9	15		○		利子所得		
27	発生源	3	配当所得フラグ	HITU_SHTK_FLG	X	1		○		所得税分入力有無 '0': なし '1': あり		

28	発生源	3	配当所得額	HITU_SHTK_GK	9	15		○		配当所得		
29	発生源	3	株式配当所得額	KBSKHITU_SHTK_GK	9	15		○		配当所得の内訳、株式分		
30	発生源	3	公募外貨配当所得額	KUBGIKHITU_SHTK_GK	9	15		○		配当所得の内訳、外貨建公募証券分		
31	発生源	3	公募他配当所得額	KUBTHITU_SHTK_GK	9	15		○		配当所得の内訳、その他公募証券分		
32	発生源	3	その他配当所得額	SNTHITU_SHTK_GK	9	15		○		配当所得の内訳、配当控除適用外分		
33	発生源	3	所得税配当所得額	SHTKZIHITU_SHTK_GK	9	15		○		配当所得（所得税対象）	所得税項目は住民税課税において任意項目であるため正しい値が格納されていない場合があります。	
34	発生源	3	所得税株式配当所得額	SHTKZIKBSKHITU_SHTK_GK	9	15		○		配当所得の内訳、株式分（所得税対象）	所得税項目は住民税課税において任意項目であるため正しい値が格納されていない場合があります。	
35	発生源	3	所得税公募外貨配当所得額	SHTKZKB_GKHT_SHTK_GK	9	15		○		配当所得の内訳、外貨建公募証券分（所得税対象）	所得税項目は住民税課税において任意項目であるため正しい値が格納されていない場合があります。	
36	発生源	3	所得税公募他配当所得額	SHTKZIKUBTHITU_SHTK_GK	9	15		○		配当所得の内訳、その他公募証券分（所得税対象）	所得税項目は住民税課税において任意項目であるため正しい値が格納されていない場合があります。	
37	発生源	3	所得税その他配当所得額	SHTKZISNTHITU_SHTK_GK	9	15		○		配当所得の内訳、配当控除適用外分（所得税対象）	所得税項目は住民税課税において任意項目であるため正しい値が格納されていない場合があります。	
38	発生源	3	給与所得額	KYUY_SHTK_GK	9	15		○		給与所得（R03～給与所得（所得金額調整控除後））		
39	発生源	3	主たる給与支払額	SHTRKYUYSHRI_GK	9	15		○		主たる給与の支払額（専従者給与支払 が主たる給与であれば含む）		
40	発生源	3	従たる給与支払額	JUUTRKYUYSHRI_GK	9	15		○		従たる給与の支払額（専従者給与支払 が従たる給与であれば含む）		
41	発生源	3	給与支払額内数専従者給与額	KYUYHRIGKUCHSNKYU_GK	9	15		○		専従者給与の支払額（主たる給与と従たる給与の内数）		
42	発生源	3	特定支出控除額	TKTISSHTUKUJO_GK	9	15		○		特定支出額		
43	発生源	3	雑所得額	ZTU_SHTK_GK	9	15		○		雑所得		
44	発生源	3	公的年金支払額	KUTKNNKNSHRI_GK	9	15		○		公的年金支払額		
45	発生源	3	年金雑所得額	NNKNZTU_SHTK_GK	9	15		○		雑所得の内訳、年金分（R03～公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額を加味した後の年金雑所得額）		
46	発生源	3	その他雑所得額	SNTZTU_SHTK_GK	9	15		○		雑所得の内訳、その他分 （R03～業務雑所得を含む）		
47	発生源	3	総合譲渡短期所得額	SUGUJOUTTNK_SHTK_GK	9	15		○		総合課税 短期譲渡所得（特別控除後）		
48	発生源	3	総合譲渡短期差引額	SUGUJOUTTNKSSHK_GK	9	15		○		総合課税 短期譲渡差引金額（特別控除前）		

49	発生源	3	総合譲渡長期所得額	SUGUJOUTCHUK_SHTK_GK	9	15		○		総合課税 長期譲渡所得（特別控除後 1/2前）		
50	発生源	3	総合譲渡長期差引額	SUGUJOUTCHUKS_SHK_GK	9	15		○		総合課税 長期譲渡差引金額（特別控除前）		
51	発生源	3	総合譲渡分特別控除額	SGJTBNTKBTJ_K	9	15		○		総合課税 譲渡分特別控除額（総合課税分よりの差引可能額）		
52	発生源	3	総合譲渡特別設定フラグ	SUGUJOUTTKBTU_STTI_FLG	X	1		○		0：通常 1：50万円以上の特別控除がある場合		
53	発生源	3	総合譲渡逆算フラグ	SUGUJOUTGYKSN_FLG	X	1		○		0：通常 1：所得から差引金額を自動逆算した場合		
54	発生源	3	一時所得額	ICHJ_SHTK_GK	9	15		○		一時所得（特別控除後 1/2前）		
55	発生源	3	一時差引額	ICHJSSHK_GK	9	15		○		一時差引金額（特別控除前）		
56	発生源	3	総合一時所得額	SUGUICHJ_SHTK_GK	9	15		○		総合一時所得		
57	発生源	3	短期一般所得額	TNKIPPN_SHTK_GK	9	15		○		分離課税 短期一般所得		
58	発生源	3	短期一般差引額	TNKIPPNSSHK_GK	9	15		○		分離課税 短期一般差引金額（特別控除前）		
59	発生源	3	短期一般特別控除額	TNKIPPNTKBTUKUJO_GK	9	15		○		分離課税 短期一般分特別控除額		
60	発生源	3	短期軽減所得額	TNKKIGN_SHTK_GK	9	15		○		分離課税 短期軽減所得		
61	発生源	3	短期軽減差引額	TNKKIGNSSHK_GK	9	15		○		分離課税 短期軽減差引金額（特別控除前）		
62	発生源	3	短期軽減特別控除額	TNKKIGNTKBTUKUJO_GK	9	15		○		分離課税 短期軽減分特別控除額		
63	発生源	3	長期一般所得額	CHUKIPPN_SHTK_GK	9	15		○		分離課税 長期一般所得		
64	発生源	3	長期一般差引額	CHUKIPPNSSHK_GK	9	15		○		分離課税 長期一般差引金額（特別控除前）		
65	発生源	3	長期一般特別控除額	CHUKIPPNTKBTUKUJO_GK	9	15		○		分離課税 長期一般分特別控除額		
66	発生源	3	長期特定所得額	CHUKTKTI_SHTK_GK	9	15		○		分離課税 長期特定所得		
67	発生源	3	長期特定差引額	CHUKTKTISSHK_GK	9	15		○		分離課税 長期特定差引金額（特別控除前）		
68	発生源	3	長期特定特別控除額	CHUKTKTITKBTUKUJO_GK	9	15		○		分離課税 長期特定分特別控除額		
69	発生源	3	長期軽減課所得額	CHUKKIK_SHTK_GK	9	15		○		分離課税 長期軽減課所得		
70	発生源	3	長期軽減課差引額	CHUKKIKSSHK_GK	9	15		○		分離課税 長期軽減課差引金額（特別控除前）		
71	発生源	3	長期軽減課特別控除額	CHUKKIKTKBTUKUJO_GK	9	15		○		分離課税 長期軽減課分特別控除額		
72	発生源	3	長期特別所得額	CHUKTKBTU_SHTK_GK	9	15		○		分離課税 長期特別所得		
73	発生源	3	長期特別差引額	CHUKTKBTUSSHK_GK	9	15		○		分離課税 長期特別差引金額（特別控除前）		
74	発生源	3	長期特別特別控除額	CHUKTKBTUTKBTUKUJO_GK	9	15		○		分離課税 長期特別分特別控除額		
75	発生源	3	土地等雑所得額	TCHTUZTU_SHTK_GK	9	15		○		分離課税 土地等雑所得		

76	発生源	3	超短期所得額	CHUTNK_SHTK_GK	9	15		○		分離課税 超短期所得		
77	発生源	3	株式譲渡所得額	KBSKJOUT_SHTK_GK	9	15		○		分離課税 株式譲渡所得（H16～は、未公開分）		
78	発生源	3	株式譲渡一般分所得額	KBSKJOUTIPPBNB_N_SHTK_GK	9	15		○		分離課税 株式譲渡所得の内訳、一般分		
79	発生源	3	株式譲渡新規公開分所得額	KBSKJTSNKK_KBN_SHTK_GK	9	15		○		分離課税 株式譲渡所得の内訳、新規公開分		
80	発生源	3	株式譲渡特別控除額	KBSKJOUTTKBTU_KUJO_GK	9	15		○		株式譲渡特別控除		
81	発生源	3	商品先物取引所得額	SHUHNKMNTRH_K_SHTK_GK	9	15		○		分離課税 商品先物取引差金雑所得		
82	発生源	3	山林所得額	SNRN_SHTK_GK	9	15		○		分離課税 山林所得		
83	発生源	3	山林特別控除額	SNRNTKBTUKUJO_GK	9	15		○		分離課税 山林所得特別控除額		
84	発生源	3	退職所得額	TISHK_SHTK_GK	9	15				現年分離課税 退職所得（収納連動しない）		
85	発生源	3	退職所得控除額	TISHK_SHTKKUJO_GK	9	15				現年分離課税 退職所得控除（収納連動しない）		
86	発生源	3	退職支払額	TISHKSHRI_GK	9	15				現年分離課税 退職支払（収納連動しない）		
87	発生源	3	市町村源泉退職所得割額	SCSGNTISH_WRGK	9	15				現年分離課税 市町村退職所得割（収納連動しない）		
88	発生源	3	都道府県源泉退職所得割額	TFKGNTISH_WRGK	9	15				現年分離課税 都道府県退職所得割（収納連動しない）		
89	発生源	3	勤続年数	KNZKNNSU	9	10				勤続年数		
90	発生源	3	就職年月日	SHUSHK_YMD	X	8				就職年月日		
91	発生源	3	退職年月日	TISHK_YMD	X	8				退職年月日		
92	発生源	3	総合退職所得額	SUGUTISHK_SHTK_GK	9	15		○		総合課税 退職所得		
93	発生源	3	総合退職所得控除額	SUGUTISHK_SHTKKUJO_GK	9	15		○		総合課税 退職所得控除		
94	発生源	3	特例適用条文1	TKRITKYUJOUBN1	X	8				特例適用条文 明細入力ある場合は上位1つ目		
95	発生源	3	特例適用条文2	TKRITKYUJOUBN2	X	8				特例適用条文 明細入力ある場合は上位2つ目		
96	発生源	3	特例適用条文3	TKRITKYUJOUBN3	X	8				特例適用条文 明細入力ある場合は上位3つ目		
97	発生源	3	変動所得額	HNDU_SHTK_GK	9	15				変動所得 当年分		
98	発生源	3	前年変動所得額	ZNNNHNDU_SHTK_GK	9	15				変動所得 前年分		
99	発生源	3	前々年変動所得額	ZNZNNNHNDU_SHTK_GK	9	15				変動所得 前々年分		
100	発生源	3	臨時所得額	RNJ_SHTK_GK	9	15				臨時所得		
101	発生源	3	平均課税対象金額	HIKNKZITISHU_KNGK	9	15		○		平均課税対象金額		
102	発生源	3	免税所得額	MNZI_SHTK_GK	9	15		○		免税所得		
103	発生源	3	肉用牛売却価格	NKYUGYUBIKYKKK	9	15		○		免税対象以外の牛の売却価格		
104	発生源	3	肉用牛免税対象所得額	NKYGYMNZTSH_SHTK_GK	9	15		○		免税対象の牛の所得		
105	発生源	3	肉用牛免税対象外所得額	NKYGYMNZTSHG_SHTK_GK	9	15		○		免税対象以外の牛の所得		
106	発生源	3	非課税所得額	HKZI_SHTK_GK	9	15		○		非課税所得		
107	発生源	3	申告0円所得区分01	SNKK0EN_SHTK_KBN01	X	3		○		0円申告があった所得の所得コード		

108	発生源	3	申告0円所得区分02	SNKK0EN_SHTK_KBN02	X	3		○		0円申告があった所得の所得コード		
109	発生源	3	申告0円所得区分03	SNKK0EN_SHTK_KBN03	X	3		○		0円申告があった所得の所得コード		
110	発生源	3	申告0円所得区分04	SNKK0EN_SHTK_KBN04	X	3		○		0円申告があった所得の所得コード		
111	発生源	3	申告0円所得区分05	SNKK0EN_SHTK_KBN05	X	3		○		0円申告があった所得の所得コード		
112	発生源	3	申告0円所得区分06	SNKK0EN_SHTK_KBN06	X	3		○		0円申告があった所得の所得コード		
113	発生源	3	申告0円所得区分07	SNKK0EN_SHTK_KBN07	X	3		○		0円申告があった所得の所得コード		
114	発生源	3	申告0円所得区分08	SNKK0EN_SHTK_KBN08	X	3		○		0円申告があった所得の所得コード		
115	発生源	3	申告0円所得区分09	SNKK0EN_SHTK_KBN09	X	3		○		0円申告があった所得の所得コード		
116	発生源	3	申告0円所得区分10	SNKK0EN_SHTK_KBN10	X	3		○		0円申告があった所得の所得コード		
117	発生源	3	最高所得区分	SIKU_SHTK_KBN	X	3		○		所得のうち、最高金額の所得コード 同一金額の場合は、コード値の小さい方を優先		
118	発生源	3	総所得金額	SU_SHTK_KNGK	9	15		○		総所得金額		
119	発生源	3	合計所得金額	GUKI_SHTK_KNGK	9	15		○		合計所得金額		
120	発生源	3	総所得金額等	SU_SHTK_KNGKTU	9	15		○		総所得金額等（合計所得金額-繰越損失）		
121	発生源	3	所得税総所得金額	SHTKZISU_SHTK_KNGK	9	15		○		総所得金額（所得税対象）	所得税項目は住民税課税において任意項目であるため正しい値が格納されていない場合があります。	
122	発生源	3	所得税合計所得金額	SHTKZIGUKI_SHTK_KNGK	9	15		○		合計所得金額（所得税対象）	所得税項目は住民税課税において任意項目であるため正しい値が格納されていない場合があります。	
123	発生源	3	所得税総所得金額等	SHTKZISU_SHTK_KNGKTU	9	15		○		総所得金額等（合計所得金額-繰越損失）（所得税対象）	所得税項目は住民税課税において任意項目であるため正しい値が格納されていない場合があります。	
124	発生源	3	総所得損通所得額	SU_SHTKSNTUU_SHTK_GK	9	15		○		損益通算後 総所得		
125	発生源	3	総合短期損通所得額	SUGUTNKSNTUU_SHTK_GK	9	15				損益通算後 総合課税 短期譲渡所得		
126	発生源	3	総合長期損通所得額	SUGUCHUKSNTUU_SHTK_GK	9	15				損益通算後 総合課税 長期譲渡所得		
127	発生源	3	短期一般損通所得額	TNKIPPNSNTUU_SHTK_GK	9	15				損益通算後 分離課税 短期一般所得		
128	発生源	3	短期軽減損通所得額	TNKKIGNSNTUU_SHTK_GK	9	15				損益通算後 分離課税 短期軽減所得		
129	発生源	3	長期一般損通所得額	CHUKIPPNSNTUU_SHTK_GK	9	15				損益通算後 分離課税 長期一般所得		
130	発生源	3	長期特定損通所得額	CHUKTKTISNTUU_SHTK_GK	9	15				損益通算後 分離課税 長期特定所得		

131	発生源	3	長期軽課損通所得額	CHUKKIKSNTUU_ SHTK_GK	9	15				損益通算後 分離課税 長期軽課所得		
132	発生源	3	長期特別損通所得額	CHUKTKBTUSNTU U_ SHTK_GK	9	15				損益通算後 分離課税 長期特別所得		
133	発生源	3	土地等雑損通所得額	TCHTUZTUSNTUU_ SHTK_GK	9	15				損益通算後 分離課税 土地等雑所得		
134	発生源	3	超短期損通所得額	CHUTNKSNTUU_ SHTK_GK	9	15				損益通算後 分離課税 超短期所得		
135	発生源	3	山林損通所得額	SNRNSNTUU_ SHT K_GK	9	15				損益通算後 分離課税 山林所得		
136	発生源	3	株式譲渡損通所得額	KBSKJOUTSNTUU_ SHTK_GK	9	15				損益通算後 分離課税 株式譲渡所得（H16～は、未公開分）		
137	発生源	3	商品先物取引損通所得額	SHUSKMNSNSH_ G K	9	15				損益通算後 分離課税 商品先物取引所得		
138	発生源	3	退職損通所得額	TISHKSNTUU_ SH TK_GK	9	15				損益通算後 総合課税 退職所得		
139	発生源	3	所得税総所得損通所得額	SHTKZS_ SHTKSN T_ SHTK_GK	9	15				損益通算後 総所得（所得税対象）	所得税項目は住民税課税において任意項目であるため正しい値が格納されていない場合があります。	
140	発生源	3	所得税総合短期損通所得額	SHTKZSGTNKSNT_ SHTK_GK	9	15				損益通算後 総合課税 短期譲渡所得（所得税対象）	所得税項目は住民税課税において任意項目であるため正しい値が格納されていない場合があります。	
141	発生源	3	所得税総合長期損通所得額	SHTKZSGCHKSNT_ SHTK_GK	9	15				損益通算後 総合課税 長期譲渡所得（所得税対象）	所得税項目は住民税課税において任意項目であるため正しい値が格納されていない場合があります。	
142	発生源	3	所得税短期一般損通所得額	SHTKZTNKPPNSN T_ SHTK_GK	9	15				損益通算後 分離課税 短期一般所得（所得税対象）	所得税項目は住民税課税において任意項目であるため正しい値が格納されていない場合があります。	
143	発生源	3	所得税短期軽減損通所得額	SHTKZTNKKGNSN T_ SHTK_GK	9	15				損益通算後 分離課税 短期軽減所得（所得税対象）	所得税項目は住民税課税において任意項目であるため正しい値が格納されていない場合があります。	
144	発生源	3	所得税長期一般損通所得額	SHTKZCHKPPNSN T_ SHTK_GK	9	15				損益通算後 分離課税 長期一般所得（所得税対象）	所得税項目は住民税課税において任意項目であるため正しい値が格納されていない場合があります。	
145	発生源	3	所得税長期特定損通所得額	SHTKZCHKTKTSN T_ SHTK_GK	9	15				損益通算後 分離課税 長期特定所得（所得税対象）	所得税項目は住民税課税において任意項目であるため正しい値が格納されていない場合があります。	
146	発生源	3	所得税長期軽課損通所得額	SHTKZCHKKKSNT_ SHTK_GK	9	15				損益通算後 分離課税 長期軽課所得（所得税対象）	所得税項目は住民税課税において任意項目であるため正しい値が格納されていない場合があります。	

147	発生源	3	所得税長期特別損通所得額	SHTKZICHUKTKS NSH_GK	9	15				損益通算後 分離課税 長期特別所得（所得税対象）	所得税項目は住民税課税において任意項目であるため正しい値が格納されていない場合があります。	
148	発生源	3	所得税土地等雑損通所得額	SHTKZTCHTZTSN T_SHTK_GK	9	15				損益通算後 分離課税 土地等雑所得（所得税対象）	所得税項目は住民税課税において任意項目であるため正しい値が格納されていない場合があります。	
149	発生源	3	所得税超短期損通所得額	SHTKZCHTNKSNT _SHTK_GK	9	15				損益通算後 分離課税 超短期譲渡所得（所得税対象）	所得税項目は住民税課税において任意項目であるため正しい値が格納されていない場合があります。	
150	発生源	3	所得税株式譲渡損通所得額	SHTKZKBSKJTSNT _SHTK_GK	9	15				損益通算後 分離課税 株式譲渡所得（所得税対象） （H16～は、未公開分）	所得税項目は住民税課税において任意項目であるため正しい値が格納されていない場合があります。	
151	発生源	3	所得税商品先物取引損通所得額	SHTKZISHUSKMN SNSH_GK	9	15				損益通算後 分離課税 商品先物取引所得（所得税対象）	所得税項目は住民税課税において任意項目であるため正しい値が格納されていない場合があります。	
152	発生源	3	所得税山林損通所得額	SHTKZSNRNSNT_ SHTK_GK	9	15				損益通算後 分離課税 山林所得（所得税対象）	所得税項目は住民税課税において任意項目であるため正しい値が格納されていない場合があります。	
153	発生源	3	所得税退職損通所得額	SHTKZTSHKSNT_ SHTK_GK	9	15				損益通算後 退職所得（所得税対象）	所得税項目は住民税課税において任意項目であるため正しい値が格納されていない場合があります。	
154	発生源	3	雑損控除額	ZSSNKUJO_GK	9	15		○		雑損控除		
155	発生源	3	医療費控除額	IRYUHKUJO_GK	9	15		○		医療費控除（H30～の医療費控除の特例を含まない）		
156	発生源	3	社会保険料控除額	SHKIHKNRYUKUJ O_GK	9	15		○		社会保険料控除		
157	発生源	3	小規模共済控除額	SHUKBKYUSIKUJO _GK	9	15		○		小規模企業共済掛金控除（社会保険料控除の外数）		
158	発生源	3	生命保険料控除額	SIMIHKNRYUKUJO _GK	9	15		○		生命保険料控除		
159	発生源	3	所得税生命保険料控除額	SHTKZSMHKNRYK J_GK	9	15		○		生命保険料控除（所得税対象）	所得税項目は住民税課税において任意項目であるため正しい値が格納されていない場合があります。	
160	発生源	3	生命保険料支払額	SIMIHKNRYUSHRI _GK	9	15		○		生命保険料支払額		
161	発生源	3	個人年金保険料支払額	KJNNKNHKNRYU SHRI_GK	9	15		○		個人年金保険料支払額		
162	発生源	3	損害保険料控除額	SNGIHKNRYUKUJ O_GK	9	15		○		～H19：損害保険料控除 H20～：地震保険料控除		
163	発生源	3	所得税損害保険料控除額	SHTKZSNGHKNRY KJ_GK	9	15		○		～H19：損害保険料控除（所得税対象） H20～：地震 保険料控除（所得税対象）	所得税項目は住民税課税において任意項目であるため正しい値が格納されていない場合があります。	

164	発生源	3	損害保険料支払額	SNGIHKNRYUSHRI_GK	9	15		○		～H19：損害保険料支払額(短期損害保険料支払分) H20～：損害保険料支払額(地震保険料支払分)		
165	発生源	3	長期損害保険料支払額	CHUKSNGIHKNRYUSHRI_GK	9	15		○		長期損害保険料控除支払額		
166	発生源	3	寄付控除フラグ	KFKUJO_FLG	X	1		○		所得税分入力有無 0：なし 1：あり		
167	発生源	3	寄付控除額	KIFKUJO_GK	9	15		○		寄附金控除額		
168	発生源	3	所得税寄付金控除額	SHTKZIKFNKUJO_GK	9	15		○		寄付金控除額（所得税対象）	所得税項目は住民税課税において任意項目であるため正しい値が格納されていない場合があります。	
169	発生源	3	合計控除額	GUKIKUJO_GK	9	15		○		控除額合計		
170	発生源	3	所得税合計控除額	SHTKZIGUKIKUJO_GK	9	15		○		控除額合計（所得税対象）	所得税項目は住民税課税において任意項目であるため正しい値が格納されていない場合があります。	
171	発生源	3	控対配該当フラグ	KUTIHIGITU_CD	X	1		○		控除対象配偶者 0：なし 1：控対配 2：老配 3：控対配（特障該当） 4：老配（特障該当） 5：同一生計配偶者 6：老人同一生計配偶者	2019年度賦課よりコード「5」「6」追加。	
172	発生源	3	配偶者区分	HIGUSH_KBN	X	1		○		配偶者区分 0：なし 1：夫有り 2：妻有り		
173	発生源	3	配特有無区分フラグ	HITKUM_KBN_FLG	X	1		○		配特有無区分コード 1：配特強制なし 0：通常の配特計算に従う		
174	発生源	3	配偶者特別控除額	HIGU_SHTKBTUKUJO_GK	9	15		○		配偶者特別控除額		
175	発生源	3	所得税配偶者特別控除額	SHTKZHG_SHTKBT_KJ_GK	9	15		○		配偶者特別控除所得税	所得税項目は住民税課税において任意項目であるため正しい値が格納されていない場合があります。	
176	発生源	3	配偶者合計所得金額	HIGUSHGUKI_SHTK_KNGK	9	15		○		配偶者合計所得		
177	発生源	3	扶養一般該当人数	FYOIPPNGITUNNZU	9	5		○		扶養一般人数		
178	発生源	3	扶養年少該当人数	FYONNSHUGITUNNZU	9	5		○		扶養年少人数（扶養一般人数所得税の内数）		
179	発生源	3	扶養特定該当人数	FYOTKTIGITUNNZU	9	5		○		扶養特定人数		
180	発生源	3	扶養老人該当人数	FYORUJNGITUNNZU	9	5		○		扶養老人人数		
181	発生源	3	扶養同居老人該当人数	FYODUKYRUJNGITUNNZU	9	5		○		扶養同居老人人数（扶養老人人数の内数）		
182	発生源	3	扶養特障該当人数	FYOTKSHUGITUNNZU	9	5		○		扶養特別障害人数		
183	発生源	3	扶養同居特障該当人数	FYODUKYTKSHUGITUNNZU	9	5		○		扶養同居特別障害人数（扶養特障人数の内数）		
184	発生源	3	扶養普障該当人数	FYOFSHUGITUNNZU	9	5		○		扶養普通障害人数		
185	発生源	3	未成年該当フラグ	MSINNGITU_CD	X	1		○		未成年該当 0：非該当 1：未成年該当		
186	発生源	3	高齢者該当フラグ	RUNNSHGITU_CD	X	1		○		高齢者該当 0：非該当 1：高齢者該当 2：高齢者1/2生（控除なし） 3：非課税の特例（H18法改正で追加）		

187	発生源	3	寡婦該当コード	KFGITU_CD	X	1		○	寡婦・寡夫該当 0：非該当 1：寡婦 2：寡夫 3：特別寡婦 4：寡婦（控除なし）←表示は寡無 5：ひとり親（母） 6：ひとり親（父）	
188	発生源	3	障害者該当コード	SHUGISHGITU_CD	X	1		○	障害者該当 0：非該当 1：特別障害 2：普通障害	
189	発生源	3	勤労学生該当コード	KNRUGKSIGITU_CD	X	1		○	勤労学生該当 0：非該当 1：勤労学生	
190	発生源	3	住民税申告区分	JYUMINZISNKK_KBN	X	1		○	申告区分 0：非該当 1：青色 2：白色	
191	発生源	3	本専区分	HNSN_KBN	X	1		○	本人専従者該当 0：非該当 1：青色事業所専従者 2：白色事業所専従者	
192	発生源	3	配専区分	HISN_KBN	X	1		○	配偶者専従者該当 0：非該当 1：該当	
193	発生源	3	青色専従該当人数	AOIRSNJUGITUNNZU	9	5		○	青色事業所専従者 雇用人数 ※配専も人数に含める	
194	発生源	3	白色専従該当人数	SRIRSNJUGITUNNZU	9	5		○	白色事業所専従者 雇用人数 ※配専も人数に含める	
195	発生源	3	専従者控除額	SNJUSHKUJO_GK	9	15		○	適用した専従者控除の合計金額	
196	発生源	3	繰越損失額	KRKSSNSTU_GK	9	15		○	繰越損失 合計金額（該当年度での適用分のみ）	
197	発生源	3	純損失額	JUNSNSTU_GK	9	15		○	繰越損失純損失分 合計金額	
198	発生源	3	譲渡繰越損失額	JOUTKRKSSNSTU_GK	9	15		○	譲渡繰越損失 合計金額	
199	発生源	3	雑損失額	ZTUSNSTU_GK	9	15		○	繰越損失雑損失 合計金額	
200	発生源	3	特定株式損失額	TKTIKBSKSNSTU_GK	9	15		○	繰越損失株式譲渡所得分 合計金額	
201	発生源	3	当年純損失額	TUNNJUNSNSTU_GK	9	15		○	1年純損失（※適用分のみ）	
202	発生源	3	当年譲渡繰越損失額	TUNNJOUTKRKSSNSTU_GK	9	15		○	1年前譲渡繰越損失（※適用分のみ）	
203	発生源	3	当年雑損失額	TUNNZTUSNSTU_GK	9	15		○	1年雑損失（※適用分のみ）	
204	発生源	3	当年特定株式損失額	TUNNTKTIKBSKSNSTU_GK	9	15		○	1年株式譲渡損失	
205	発生源	3	前純損失額	MEJUNSNSTU_GK	9	15		○	2年純損失（※適用分のみ）	
206	発生源	3	前譲渡繰越損失額	MEJOUTKRKSSNSTU_GK	9	15		○	2年譲渡繰越損失（※適用分のみ）	
207	発生源	3	前雑損失額	MEZTUSNSTU_GK	9	15		○	2年雑損失（※適用分のみ）	
208	発生源	3	前特定株式損失額	METKTIKBSKSNSTU_GK	9	15		○	2年株式譲渡損失	
209	発生源	3	前々純損失額	ZNZNJUNSNSTU_GK	9	15		○	3年純損失（※適用分のみ）	
210	発生源	3	前々譲渡繰越損失額	ZNZNJOUTKRKSSNSTU_GK	9	15		○	3年譲渡繰越損失（※適用分のみ）	
211	発生源	3	前々雑損失額	ZNZNZTUSNSTU_GK	9	15		○	3年雑損失（※適用分のみ）	
212	発生源	3	前々特定株式損失額	ZNZNTKTIKBSKSNSTU_GK	9	15		○	3年株式譲渡損失	
213	発生源	3	所得税総所得課税額	SHTKZISU_SHTKKHYU_GK	9	15			課税標準 総所得分（所得税対象）	所得税項目は住民税課税において任意項目であるため正しい値が格納されていない場合があります。

214	発生源	3	所得税短期一般課標額	SHTKZITNKIPPNK HYU_GK	9	15				課税標準 短期一般分（所得税対象）	所得税項目は住民税課税において任意項目であるため正しい値が格納されていない場合があります。
215	発生源	3	所得税短期軽減課標額	SHTKZITNKKIGNK HYU_GK	9	15				課税標準 短期軽減分（所得税対象）	所得税項目は住民税課税において任意項目であるため正しい値が格納されていない場合があります。
216	発生源	3	所得税長期一般課標額	SHTKZICHUKIPPN KHYU_GK	9	15				課税標準 長期一般分（所得税対象）	所得税項目は住民税課税において任意項目であるため正しい値が格納されていない場合があります。
217	発生源	3	所得税長期特定課標額	SHTKZICHUKTKTI KHYU_GK	9	15				課税標準 長期特定分（所得税対象）	所得税項目は住民税課税において任意項目であるため正しい値が格納されていない場合があります。
218	発生源	3	所得税長期軽減課標額	SHTKZICHUKKIKK HYU_GK	9	15				課税標準 長期軽減分（所得税対象）	所得税項目は住民税課税において任意項目であるため正しい値が格納されていない場合があります。
219	発生源	3	所得税長期特別課標額	SHTKZCHKTKBTK HY_GK	9	15				課税標準 長期特別分（所得税対象）	所得税項目は住民税課税において任意項目であるため正しい値が格納されていない場合があります。
220	発生源	3	所得税土地等雑課標額	SHTKZITCHTUZT UKHYU_GK	9	15				課税標準 土地等雑分（所得税対象）	所得税項目は住民税課税において任意項目であるため正しい値が格納されていない場合があります。
221	発生源	3	所得税超短期課標額	SHTKZICHUTNKK HYU_GK	9	15				課税標準 超短期分（所得税対象）	所得税項目は住民税課税において任意項目であるため正しい値が格納されていない場合があります。
222	発生源	3	所得税株式課標額	SHTKZIKBSKKHYU _GK	9	15				課税標準 株式分（所得税対象）（H16～は、未公開分）	所得税項目は住民税課税において任意項目であるため正しい値が格納されていない場合があります。
223	発生源	3	所得税商品先物取引課標額	SHTKZISHUSKMN KHYU_GK	9	15				課税標準 商品先物取引分（所得税対象）	所得税項目は住民税課税において任意項目であるため正しい値が格納されていない場合があります。
224	発生源	3	所得税山林課標額	SHTKZISNRNKHY U_GK	9	15				課税標準 山林分（所得税対象）	所得税項目は住民税課税において任意項目であるため正しい値が格納されていない場合があります。
225	発生源	3	所得税退職課標額	SHTKZITISHKKHY U_GK	9	15				課税標準 退職分（所得税対象）	所得税項目は住民税課税において任意項目であるため正しい値が格納されていない場合があります。

226	発生源	3	総所得所得税額	SU_SHTK_SHTKZI_GK	9	15				所得税 総所得分	所得税項目は住民税課税において任意項目であるため正しい値が格納されていない場合があります。	
227	発生源	3	短期一般所得税額	TNKIPPN_SHTKZI_GK	9	15				所得税 短期一般分	所得税項目は住民税課税において任意項目であるため正しい値が格納されていない場合があります。	
228	発生源	3	短期軽減所得税額	TNKKIGN_SHTKZI_GK	9	15				所得税 短期軽減分	所得税項目は住民税課税において任意項目であるため正しい値が格納されていない場合があります。	
229	発生源	3	長期一般所得税額	CHUKIPPN_SHTKZI_GK	9	15				所得税 長期一般分	所得税項目は住民税課税において任意項目であるため正しい値が格納されていない場合があります。	
230	発生源	3	長期特定所得税額	CHUKTKTI_SHTKZI_GK	9	15				所得税 長期特定分	所得税項目は住民税課税において任意項目であるため正しい値が格納されていない場合があります。	
231	発生源	3	長期軽減所得税額	CHUKKIK_SHTKZI_GK	9	15				所得税 長期軽減分	所得税項目は住民税課税において任意項目であるため正しい値が格納されていない場合があります。	
232	発生源	3	長期特別所得税額	CHUKTKBTU_SHTKZI_GK	9	15				所得税 長期特別分	所得税項目は住民税課税において任意項目であるため正しい値が格納されていない場合があります。	
233	発生源	3	土地等雑所得税額	TCHTUZTU_SHTKZI_GK	9	15				所得税 土地等雑分	所得税項目は住民税課税において任意項目であるため正しい値が格納されていない場合があります。	
234	発生源	3	超短期所得税額	CHUTNK_SHTKZI_GK	9	15				所得税 超短期分	所得税項目は住民税課税において任意項目であるため正しい値が格納されていない場合があります。	
235	発生源	3	株式所得税額	KBSK_SHTKZI_GK	9	15				所得税 株式分（H16～は、未公開分）	所得税項目は住民税課税において任意項目であるため正しい値が格納されていない場合があります。	
236	発生源	3	商品先物取引所得税額	SHHNSKMNTRHK_SHTKZ_GK	9	15				所得税 商品先物取引分	所得税項目は住民税課税において任意項目であるため正しい値が格納されていない場合があります。	
237	発生源	3	山林所得税額	SNRN_SHTKZI_GK	9	15				所得税 山林分	所得税項目は住民税課税において任意項目であるため正しい値が格納されていない場合があります。	

238	発生源	3	退職所得税額	TISHK_SHTKZI_GK	9	15				所得税 退職分	所得税項目は住民税課税において任意項目であるため正しい値が格納されていない場合があります。
239	発生源	3	所得税配当控除額	SHTKZIHITUKUJO_GK	9	15				配当控除額（所得税対象）	所得税項目は住民税課税において任意項目であるため正しい値が格納されていない場合があります。
240	発生源	3	住宅借入金特別控除額	JTKKRRKNTKBTkJ_GK	9	15		○		住宅借入金特別控除額（所得税対象）	
241	発生源	3	その他特別控除額	SNTTKBTUKUJO_GK	9	15				eTAX使用控除額（租税特別措置法第10条による特別控除額がある場合もここに入力。ただし、ワーニングチェックにより算出する住宅借入金特別控除可能額は正しくない）※H19までは政党等寄付金特別控除（所得税対象）として使用していたが、H20改善により追加した「政党等寄付金特別控除」に移動。	
242	発生源	3	定率控除前所得税額	TIRTUKUJOME_SHTKZI_GK	9	15				定率控除前所得税額(所得税総所得+所得税短期一般+所得税短期軽減+所得税長期一般+所得税長期特定+所得税長期軽減+所得税長期特別+所得税土地等雑+所得税超短期+所得税株式+所得税商品先物取引+所得税山林+所得税退職)-(配当控除所得税+住宅借入金特別控除+政党等寄付金特別控除+耐震改修特別控除額)-(災害減免額所得税+外	所得税項目は住民税課税において任意項目であるため正しい値が格納されていない場合があります。
243	発生源	3	所得税災害減免額	SHTKZISIGIGNMN_GK	9	15		○		災害減免額（所得税対象）	所得税項目は住民税課税において任意項目であるため正しい値が格納されていない場合があります。
244	発生源	3	所得税外国税額控除額	SHTKZIGIKKZIGK KUJO_GK	9	15		○		外国税額控除（所得税対象）	所得税項目は住民税課税において任意項目であるため正しい値が格納されていない場合があります。
245	発生源	3	所得税特別減税額	SHTKZITKBTUGN_ZI_GK	9	15		○		特別減税額（所得税対象）	所得税項目は住民税課税において任意項目であるため正しい値が格納されていない場合があります。
246	発生源	3	所得税定率控除額	SHTKZITIRTUKUJO_GK	9	15		○		定率控除額（所得税対象）	所得税項目は住民税課税において任意項目であるため正しい値が格納されていない場合があります。
247	発生源	3	定率控除後所得税額	TIRTUKUJOG_SHTKZI_GK	9	15		○		定率控除後所得税額（所得税対象）(所得税総所得+所得税短期一般+所得税短期軽減+所得税長期一般+所得税長期特定+所得税長期軽減+所得税長期特別+所得税土地等雑+所得税超短期+所得税株式+所得税商品先物取引+所得税山林+所得税退職)-(配当控除所得税+住宅借入金特別控除+政党等寄付金特別控除+耐震改修特別控除額)-(所得税災害減免額+所得税外国税額控除額)	所得税項目は住民税課税において任意項目であるため正しい値が格納されていない場合があります。
248	発生源	3	所得税額	SHTKZI_GK	9	15		○		所得税額入力金額	所得税項目は住民税課税において任意項目であるため正しい値が格納されていない場合があります。

249	発生源	3	所得税額チェックフラグ	SHTKZIGKCHECK_FLG	X	1		○		所得税分入力有無 0：なし 1：あり	所得税項目は住民税課税において任意項目であるため正しい値が格納されていない場合があります。	
250	発生源	3	総所得課税額	SU_SHTKKHYU_GK	9	15		○		課税標準 総所得分		
251	発生源	3	短期一般課税額	TNKIPPNKHYU_GK	9	15		○		課税標準 短期一般分		
252	発生源	3	短期軽減課税額	TNKKIGNKHYU_GK	9	15		○		課税標準 短期軽減分		
253	発生源	3	長期一般課税額	CHUKIPPNKHYU_GK	9	15		○		課税標準 長期一般分		
254	発生源	3	長期特定課税額	CHUKTKTIKHYU_GK	9	15		○		課税標準 長期特定分		
255	発生源	3	長期軽減課税額	CHUKKIKKHYU_GK	9	15		○		課税標準 長期軽減分		
256	発生源	3	長期特別課税額	CHUKTKBTUKHYU_GK	9	15		○		課税標準 長期特別分		
257	発生源	3	土地等雑課税額	TCHTUZTUKHYU_GK	9	15		○		課税標準 土地等雑分		
258	発生源	3	超短期課税額	CHUTNKKHYU_GK	9	15		○		課税標準 超短期分		
259	発生源	3	株式課税額	KBSKKHYU_GK	9	15		○		課税標準 株式分（H16～は、未公開分）		
260	発生源	3	商品先物取引課税額	SHUHNSKMNTRHKKHYU_GK	9	15		○		課税標準 商品先物取引分		
261	発生源	3	山林課税額	SNRNKHYU_GK	9	15		○		課税標準 山林分		
262	発生源	3	退職課税額	TISHKKHYU_GK	9	15		○		課税標準 退職分		
263	発生源	3	市町村総所得所得割額	SCSSU_SHTK_SHTK_WRGK	9	15		○		市町村算出所得割 総所得分		
264	発生源	3	市町村短期一般所得割額	SCSTNKIPP_N_SHTK_WRGK	9	15		○		市町村算出所得割 短期一般分		
265	発生源	3	市町村短期軽減所得割額	SCSTNKKIGN_SHTK_WRGK	9	15		○		市町村算出所得割 短期軽減分		
266	発生源	3	市町村長期一般所得割額	SCSCHUKIPP_N_SHTK_WRGK	9	15		○		市町村算出所得割 長期一般分		
267	発生源	3	市町村長期特定所得割額	SCSCHUKTKTI_SHTK_WRGK	9	15		○		市町村算出所得割 長期特定分		
268	発生源	3	市町村長期軽減所得割額	SCSCHUKKIK_SHTK_WRGK	9	15		○		市町村算出所得割 長期軽減分		
269	発生源	3	市町村長期特別所得割額	SCSCHUKTKBTU_SHTK_WRGK	9	15		○		市町村算出所得割 長期特別分		
270	発生源	3	市町村土地等雑所得割額	SCSTCHTUZTU_SHTK_WRGK	9	15		○		市町村算出所得割 土地等雑分		
271	発生源	3	市町村超短期所得割額	SCSCHUTNK_SHTK_WRGK	9	15		○		市町村算出所得割 超短期分		
272	発生源	3	市町村株式所得割額	SCSKBSK_SHTK_WRGK	9	15		○		市町村算出所得割 株式分（H16～は、未公開分）		
273	発生源	3	市町村商品先物取引所得割額	SCSSHUHNSKMNSH_WRGK	9	15		○		市町村算出所得割 商品先物取引分		
274	発生源	3	市町村山林所得割額	SCSSNRN_SHTK_WRGK	9	15		○		市町村算出所得割 山林分		
275	発生源	3	市町村退職所得割額	SCSTISHK_SHTK_WRGK	9	15		○		市町村算出所得割 退職分		

276	発生源	3	市町村算出所得割額	SCSSNSHTU_SHT K_WRGK	9	15		○		市町村算出所得割		
277	発生源	3	市町村配当控除額	SCSHITUKUJO_GK	9	15		○		市町村配当控除		
278	発生源	3	市町村外国税額控除額	SCSGIKKZI_GKKU JO_GK	9	15		○		市町村外国税額控除		
279	発生源	3	市町村調整額	SCSCHUSI_GK	9	15		○		市町村調整額		
280	発生源	3	市町村特別減税額	SCSTKBTUGNZI_G K	9	15		○		市町村特別減税額		
281	発生源	3	市町村定率控除額	SCSTIRTUKUJO_G K	9	15		○		市町村定率控除※H19～¥0		
282	発生源	3	市町村免税額	SCSMENZI_GK	9	15		○		市町村免税額		
283	発生源	3	市町村所得割額	SCS_SHTK_WRGK	9	15		○		市町村所得割（端数を残す）		
284	発生源	3	市町村端数切捨所得割額	SCSHSUKRST_SH TK_WRGK	9	15		○		市町村所得割（100円未満端数を切捨て）		
285	発生源	3	市町村特別減税前所得割額	SCSTGMESH_WR GK	9	15		○		特別減税前市町村所得割		
286	発生源	3	市町村定率控除前所得割額	SCSTRTKJM_SHTK _WRGK	9	15		○		定率控除前市町村所得割※市町村算出所得割-(市町村調整控除額+市町村配当控除+市町村外国税額控除)-市町村調整額		
287	発生源	3	市町村均等割額	SCSKNTU_WRGK	9	15		○		市町村均等割		
288	発生源	3	市町村民税額	SCSMINZI_GK	9	15		○		市町村民税額（100円未満端数を切捨て）		
289	発生源	3	都道府県総所得所得割額	TFKSU_SHTK_SHT K_WRGK	9	15		○		都道府県算出所得割 総所得分		
290	発生源	3	都道府県短期一般所得割額	TFKTNKIPPN_SHT K_WRGK	9	15		○		都道府県算出所得割 短期一般分		
291	発生源	3	都道府県短期軽減所得割額	TFKTNKKIGN_SHT K_WRGK	9	15		○		都道府県算出所得割 短期軽減分		
292	発生源	3	都道府県長期一般所得割額	TFKCHUKIPPN_SH TK_WRGK	9	15		○		都道府県算出所得割 長期一般分		
293	発生源	3	都道府県長期特定所得割額	TFKCHUKTKTI_SH TK_WRGK	9	15		○		都道府県算出所得割 長期特定分		
294	発生源	3	都道府県長期軽減所得割額	TFKCHUKKIK_SHT K_WRGK	9	15		○		都道府県算出所得割 長期軽減分		
295	発生源	3	都道府県長期特別所得割額	TFKCHUKTKBTU_ SHTK_WRGK	9	15		○		都道府県算出所得割 長期特別分		
296	発生源	3	都道府県土地等雑所得割額	TFKTCHTUZTU_S HTK_WRGK	9	15		○		都道府県算出所得割 土地等雑分		
297	発生源	3	都道府県超短期所得割額	TFKCHUTNK_SHT K_WRGK	9	15		○		都道府県算出所得割 超短期分		
298	発生源	3	都道府県株式所得割額	TFKKBSK_SHTK_ WRGK	9	15		○		都道府県算出所得割 株式分（H16～は、未公開分）		
299	発生源	3	都道府県商品先物取引所得割額	TFKSHUHNSKMNS H_WRGK	9	15		○		都道府県算出所得割 商品先物取引分		
300	発生源	3	都道府県山林所得割額	TFKSNRN_SHTK_ WRGK	9	15		○		都道府県算出所得割 山林分		
301	発生源	3	都道府県退職所得割額	TFKTISHK_SHTK_ WRGK	9	15		○		都道府県算出所得割 退職分		
302	発生源	3	都道府県算出所得割額	TFKSNSHTU_SHT K_WRGK	9	15		○		都道府県算出所得割		
303	発生源	3	都道府県配当控除額	TFKHITUKUJO_GK	9	15		○		都道府県配当控除		

304	発生源	3	都道府県外国税額控除額	TFKGIKKZI_GKKUJO_GK	9	15		○		都道府県外国税額控除		
305	発生源	3	都道府県調整額	TFKCHUSI_GK	9	15		○		都道府県調整額		
306	発生源	3	都道府県特別減税額	TFKTKBTUGNZI_GK	9	15		○		都道府県特別減税額		
307	発生源	3	都道府県定率控除額	TFKTIRTUKUJO_GK	9	15		○		都道府県定率控除※H19～¥0		
308	発生源	3	都道府県免税額	TFKMENZI_GK	9	15		○		都道府県免税額		
309	発生源	3	都道府県所得割額	TFK_SHTK_WRGK	9	15		○		都道府県所得割（端数を残す）		
310	発生源	3	都道府県端数切捨所得割額	TFKHSUKRST_SHTK_WRGK	9	15		○		都道府県所得割（100円未満端数を切捨て）		
311	発生源	3	都道府県特別減税前所得割額	TFKTGMESH_WRGK	9	15		○		特別減税前道府県所得割		
312	発生源	3	都道府県定率控除前所得割額	TFKTRTKJM_SHTK_WRGK	9	15		○		定率控除前道府県所得割※都道府県算出所得割-(都道府県調整控除額+都道府県配当控除+都道府県外国税額控除)-都道府県調整額		
313	発生源	3	都道府県均等割額	TFKKNTU_WRGK	9	15		○		都道府県均等割		
314	発生源	3	都道府県民税額	TFKMINZI_GK	9	15		○		都道府県民税額（100円未満端数を切捨て）		
315	発生源	3	課税非課税区分コード	KZIHKZI_KBN_CD	X	1		○		課税非課税区分 0：課税 1：生活保護 2：障害者 3：未成年 4：老年者 5：寡婦 6：その他 7：租税非課税		
316	発生源	3	所得割非課税フラグ	SHTKWRHKZI_FLG	X	1		○		1：非課税該当		
317	発生源	3	均等割非課税フラグ	KNTUWRHKZI_FLG	X	1		○		1：非課税該当		
318	発生源	3	年税額	NNZI_GK	9	15		○		年税額		
319	発生源	3	市町村所得割減免税額	SCS_SHTKWRGNMN_GK	9	15		○		市町村所得割減免税額		
320	発生源	3	市町村均等割減免税額	SCSKNTUWRGNMN_GK	9	15		○		市町村均等割減免税額		
321	発生源	3	都道府県所得割減免税額	TFK_SHTKWRGNMN_GK	9	15		○		都道府県所得割減免税額		
322	発生源	3	都道府県均等割減免税額	TFKKNTUWRGNMN_GK	9	15		○		都道府県均等割減免税額		
323	発生源	3	予備金額1	YB_KNGK1	9	15		○		予備1 金額項目 法改正用		
324	発生源	3	予備金額2	YB_KNGK2	9	15		○		予備2 金額項目 法改正用		
325	発生源	3	予備金額3	YB_KNGK3	9	15		○		予備3 金額項目 法改正用		
326	発生源	3	予備金額4	YB_KNGK4	9	15		○		予備4 金額項目 法改正用		
327	発生源	3	予備金額5	YB_KNGK5	9	15		○		予備5 金額項目 法改正用		
328	発生源	3	予備項目1	YBKUMK1	X	10		○		予備項目1 テキスト項目 法改正用		
329	発生源	3	予備項目2	YBKUMK2	X	10		○		予備項目2 テキスト項目 法改正用		
330	発生源	3	予備項目3	YBKUMK3	X	10		○		予備項目3 テキスト項目 法改正用		
331	発生源	3	予備項目4	YBKUMK4	X	10		○		予備項目4 テキスト項目 法改正用		
332	発生源	3	予備項目5	YBKUMK5	X	10		○		予備項目5 テキスト項目 法改正用		
333	発生源	3	株式譲渡上場所得額	KBSKJOUTJOUJOU_SHTK_GK	9	15		○		上場分の株式譲渡所得（住民税対象）		
334	発生源	3	所得税株式譲渡上場所得額	SHTKZKBSKJTJJ_SHTK_GK	9	15		○		上場分の株式譲渡所得（所得税対象）	所得税項目は住民税課税において任意項目であるため正しい値が格納されていない場合があります。	

335	発生源	3	所得税株式譲渡所得額	SHTKZIKBSKJOUT_SHTK_GK	9	15		○		非公開分の株式譲渡所得（所得税対象）	所得税項目は住民税課税において任意項目であるため正しい値が格納されていない場合があります。	
336	発生源	3	株式譲渡フラグ	KBSKJOUT_FLG	X	1		○		株式譲渡所得の住民税対象と所得税対象とで差異がある場合 '1'。差異ない場合、'0'（差異は上場分同士、非公開分同士で判定）		
337	発生源	3	株式譲渡上場損通所得額	KBSKJTJJSNT_SHTK_GK	9	15		○		損益通算後 上場分の株式譲渡所得（住民税対象）		
338	発生源	3	所得税株式譲渡上場損通所得額	SHTKZKBJJJSNSH_GK	9	15		○		損益通算後 上場分の株式譲渡所得（所得税対象）	所得税項目は住民税課税において任意項目であるため正しい値が格納されていない場合があります。	
339	発生源	3	株式上場課標額	KBSKJOUJOUKHYU_GK	9	15		○		課税標準 上場分の株式譲渡所得（住民税対象）		
340	発生源	3	所得税株式上場課標額	SHTKZKBSKJJKHY_GK	9	15		○		課税標準 上場分の株式譲渡所得（所得税対象）	所得税項目は住民税課税において任意項目であるため正しい値が格納されていない場合があります。	
341	発生源	3	肉牛軽減課標額	NKGYUKIGNKHYU_GK	9	15		○		課税標準 肉用牛軽減分に関わる所得※課税総所得の内数：H16～セット		
342	発生源	3	市町村株式上場所得割額	SCSKBSKJJ_SHTK_WRGK	9	15		○		市町村所得割 上場分株式譲渡所得に関わる所得割		
343	発生源	3	都道府県株式上場所得割額	TFKKBSKJJ_SHTK_WRGK	9	15		○		都道府県所得割 上場分株式譲渡所得に関わる所得割		
344	発生源	3	市町村肉牛軽減所得割額	SCSNKGYUKIGN_SHTK_WRGK	9	15		○		市町村所得割 肉用牛軽減分に関わる所得割※市町村総所得の内数：H16～セット		
345	発生源	3	都道府県肉牛軽減所得割額	TFKNKGYUKIGN_SHTK_WRGK	9	15		○		都道府県所得割 肉用牛軽減分に関わる所得割※都道府県総所得の内数：H16～セット		
346	発生源	3	株式上場所得税額	KBSKJOUJOU_SHTKZI_GK	9	15		○		所得税 上場分株式譲渡所得に関わる所得税	所得税項目は住民税課税において任意項目であるため正しい値が格納されていない場合があります。	
347	発生源	3	肉牛軽減所得税額	NKGYUKIGN_SHTKZI_GK	9	15		○		所得税 肉用牛軽減分に関わる所得税※所得税総所得の内数：H16～セット	所得税項目は住民税課税において任意項目であるため正しい値が格納されていない場合があります。	
348	発生源	3	株式含む合計所得金額	KBSKFKMGUKI_SHTK_KNGK	9	15		○		合計所得金額に上場分株式譲渡所得を含んだ金額		
349	発生源	3	先物取引損失額	SKMNTRHKSNSTU_GK	9	15		○		先物取引に関わる繰越損失		
350	発生源	3	当年先物取引損失額	TUNNSKMNTRHKSNSTU_GK	9	15		○		1年前において発生した先物取引の繰越損失		
351	発生源	3	前々先物取引損失額	MESKMNTRHKSNSTU_GK	9	15		○		2年前において発生した先物取引の繰越損失		
352	発生源	3	前々先物取引損失額	ZNZNSKMNTRHKSNSTU_GK	9	15		○		3年前において発生した先物取引の繰越損失		
353	発生源	3	配当割控除額	HITUWRKUJO_GK	9	15		○		特別徴収済みの配当割額（申告書二面に記載） ※H17法改正		
354	発生源	3	株式譲渡割控除額	KBSKJOUTWRKUJO_GK	9	15		○		特別徴収済みの株式等譲渡所得割額（申告書二面に記載） ※H17法改正		

355	発生源	3	市町村定率控除後所得割額	SCSTRTKJG_SHTK_WRGK	9	15		○		定率控除差引き後市町村所得割（端数残す）定率控除前市町村所得割-市町村定率控除		
356	発生源	3	都道府県定率控除後所得割額	TFKTRTKJG_SHTK_WRGK	9	15		○		定率控除差引き後道府県所得割（端数残す）定率控除前都道府県所得割-都道府県定率控除		
357	発生源	3	控除超過額	KUJOCHUK_GK	9	15		○		還付額		
358	発生源	3	居住用特定譲渡所得額	KYJYTKJTJ_SHTK_GK	9	15		○		居住用財産譲渡の特例に該当する長期譲渡益。内数 ※H17法改正		
359	発生源	3	居住用特定損失額	KYJUUYUTKTISNSTU_GK	9	15		○		分離所得内の通算後に残ったマイナス所得。総所得等との通算用。 ※H17法改正		
360	発生源	3	市町村株式譲渡配当割控除額	SCSKBSKJTHTWRKJ_GK	9	15		○		H17～H19：配当割控除額×2/3（1円未満切捨て）＋株式譲渡割控除額×2/3（1円未満切捨て） H20～：配当割控除額×3/5（1円未満切捨て）＋株式譲渡割控除額×3/5（1円未満切捨て）		
361	発生源	3	都道府県株式譲渡配当割控除額	TFKKBSKJTHTWRKJ_GK	9	15		○		H17～H19：配当割控除額×1/3（1円未満切上げ）＋株式譲渡割控除額×1/3（1円未満切上げ） H20～：配当割控除額×2/5（1円未満切上げ）＋株式譲渡割控除額×2/5（1円未満切上げ）		
362	発生源	3	市町村65歳以上の特例控除額	SCS65SJNTRKJK_GK	9	15		○		H18年度定率控除後市町村所得割額 × 2/3（1円未満端数切り上げ）H19年度定率控除後市町村所得割額 × 1/3（1円未満端数切り上げ）		
363	発生源	3	都道府県65歳以上の特例控除額	TFK65SJNTRKJK_GK	9	15		○		H18年度定率控除後都道府県所得割額 × 2/3（1円未満端数切り上げ）H19年度定率控除後都道府県所得割額 × 1/3（1円未満端数切り上げ）		
364	発生源	3	市町村調整控除額	SCSCHUSIKUJO_GK	9	15		○		(課税総所得+課税山林+課税退職)≦200万の場合、①②の少ない額 ①所得税と住民税の人的控除の差額×3% ②(課税総所得+課税山林+課税退職)×3%(課税総所得+課税山林+課税退職)> 200万の場合、〔所得税と住民税の人的控除の差額- {(課税総所得+課税山林+課税退職)-200万} 〕×3% ※最小1500円		
365	発生源	3	都道府県調整控除額	TFKCHUSIKUJO_GK	9	15		○		(課税総所得+課税山林+課税退職)≦200万の場合、①②の少ない額 ①所得税と住民税の人的控除の差額×2% ②(課税総所得+課税山林+課税退職)×2%(課税総所得+課税山林+課税退職)> 200万の場合、〔所得税と住民税の人的控除の差額- {(課税総所得+課税山林+課税退職)-200万} 〕×2% ※最小1000円		
366	発生源	3	市町村控除不足額	SCSKUJOFSK_GK	9	15		○		定率控除後市町村所得割額-市町村65歳以上の特例控除額-市町村株式譲渡配当割控除額		
367	発生源	3	都道府県控除不足額	TFKKUJOFSK_GK	9	15		○		定率控除後都道府県所得割額-都道府県65歳以上の特例控除額-道府県株式譲渡配当割控除額		
368	発生源	3	市町村内充当額	SCSNIJUUTU_GK	9	15				市町村控除不足額-市町村均等割≧0の場合、市町村均等割。市町村控除不足額-市町村均等割<0の場合、市町村控除不足額。		
369	発生源	3	都道府県内充当額	TFKNIJUUTU_GK	9	15				都道府県控除不足額-都道府県均等割≧0の場合、都道府県均等割。都道府県控除不足額-都道府県均等割<0の場合、都道府県控除不足額。		

370	発生源	3	市町村外充当額	SCSGIJUUTU_GK	9	15				(都道府県控除不足額-都道府県内充当額)-{(市町村所得割端数切捨+市町村均等割)-市町村内充当額} ≥0の場合、{(市町村所得割端数切捨+市町村均等割)-市町村内充当額}。(都道府県控除不足額-都道府県内充当額)-{(市町村所得割端数切捨+市町村均等割)-市町村内充当額} <0の場合、(都道府県控除不足額-都道府県内充当額)		
371	発生源	3	都道府県外充当額	TFKGIJUUTU_GK	9	15				(市町村控除不足額-市町村内充当額)-{(都道府県所得割端数切捨+都道府県均等割)-都道府県内充当} ≥0の場合、{(都道府県所得割端数切捨+都道府県均等割)-都道府県内充当額}。(市町村控除不足額-市町村内充当額)-{(都道府県所得割端数切捨+都道府県均等割)-都道府県内充当額} <0の場合、(市町村控除不足額-市町村内充当額)		
372	発生源	3	標準税率市町村総所得	HYUJUNZIRTUSCS SU_SHTK	9	15				超過税率適用自治体（神奈川県）用標準税率算出用		
373	発生源	3	標準税率市町村山林	HYUJUNZIRTUSCS SNRN	9	15				超過税率適用自治体（神奈川県）用標準税率算出用		
374	発生源	3	標準税率市町村退職	HYUJUNZIRTUSCS TISHK	9	15				超過税率適用自治体（神奈川県）用標準税率算出用		
375	発生源	3	標準税率市町村算出所得割	HJNZRTSCSSNSH T_SHTKWR	9	15				超過税率適用自治体（神奈川県）用標準税率算出用		
376	発生源	3	標準税率市町村調整額	HYJNZRTSCSCHS_ GK	9	15				超過税率適用自治体（神奈川県）用標準税率算出用		
377	発生源	3	標準税率定率控除前市町村所得割	HJNZRTTRTKJMSC SSTKWR	9	15				超過税率適用自治体（神奈川県）用標準税率算出用		
378	発生源	3	標準税率定率控除後市町村所得割額	HJNZRTTRTKJGSC SSTKWR	9	15				超過税率適用自治体（神奈川県）用標準税率算出用		
379	発生源	3	標準税率市町村65歳以上の特例控除額	HJNZRTSCS65SJN TKRKJG	9	15				超過税率適用自治体（神奈川県）用標準税率算出用		
380	発生源	3	標準税率市町村所得割	HYUJUNZIRTUSCS _SHTKWR	9	15				超過税率適用自治体（神奈川県）用標準税率算出用		
381	発生源	3	標準税率市町村所得割端数切捨	HJNZRTSCSSTKW RHSKRST	9	15				超過税率適用自治体（神奈川県）用標準税率算出用		
382	発生源	3	標準税率市町村均等割	HYUJUNZIRTUSCS KNTUWR	9	15				超過税率適用自治体（神奈川県）用標準税率算出用		
383	発生源	3	標準税率都道府県総所得	HYUJUNZIRTUTFK SU_SHTK	9	15				超過税率適用自治体（神奈川県）用標準税率算出用		
384	発生源	3	標準税率都道府県山林	HYUJUNZIRTUTFK SNRN	9	15				超過税率適用自治体（神奈川県）用標準税率算出用		
385	発生源	3	標準税率都道府県退職	HYUJUNZIRTUTFK TISHK	9	15				超過税率適用自治体（神奈川県）用標準税率算出用		
386	発生源	3	標準税率都道府県算出所得割	HJNZRTTFKSNSH T_SHTKWR	9	15				超過税率適用自治体（神奈川県）用標準税率算出用		
387	発生源	3	標準税率都道府県調整額	HYJNZRTTFKCHS_ GK	9	15				超過税率適用自治体（神奈川県）用標準税率算出用		
388	発生源	3	標準税率定率控除前都道府県所得割	HJNZRTTRTKJMTF KSTKWR	9	15				超過税率適用自治体（神奈川県）用標準税率算出用		
389	発生源	3	標準税率定率控除後都道府県所得割額	HJNZRTTRTKJGTF KSTKWR	9	15				超過税率適用自治体（神奈川県）用標準税率算出用		

390	発生源	3	標準税率都道府県65歳以上の特例控除額	HJNZRTTFK65SJN TKRKJG	9	15				超過税率適用自治体（神奈川県）用標準税率算出用		
391	発生源	3	標準税率都道府県所得割	HYUJUNZIRTUTFK _SHTKWR	9	15				超過税率適用自治体（神奈川県）用標準税率算出用		
392	発生源	3	標準税率都道府県所得割端数切捨	HJNZRTTFKSTKW RHSKRST	9	15				超過税率適用自治体（神奈川県）用標準税率算出用		
393	発生源	3	標準税率都道府県均等割	HYUJUNZIRTUTFK KNTUWR	9	15				超過税率適用自治体（神奈川県）用標準税率算出用		
394	発生源	3	政党等寄付金特別控除額	STTKFKNTKBTJ_ GK	9	15		○		政党等寄付金特別控除（所得税用）※H19までは「その他特別控除」を使用していたが、H20改善によりフィールドを変更。		
395	発生源	3	耐震改修特別控除額	TISNKISHUTKBTU KUJO_GK	9	15		○		所得税専用の耐震改修特別控除額		
396	発生源	3	住宅借入金特別控除可能額	JTKKRRKNTKBTJ_ _KNGK	9	15		○		住宅借入金特別控除額、または改正前の税率で算出した所得税額のどちらか少ない方－住宅借入金特別控除額（H18年入居までが対象）		
397	発生源	3	市町村住宅借入金特別控除可能額	SCSJTKKRRKNKJ_ KNGK	9	15		○		住宅借入金特別控除可能額 × 3/5（1円未満切捨て）		
398	発生源	3	都道府県住宅借入金特別控除可能額	TFKJTKKRRKNKJ_ KNGK	9	15		○		住宅借入金特別控除可能額 × 2/5（1円未満切上げ）		
399	発生源	3	市町村税源移譲減額	SCSZIGNIJOUGN_ GK	9	15		○		税源移譲によるH19更正処理の市町村分の控除額		
400	発生源	3	都道府県税源移譲減額	TFKZIGNIJOUGN_ GK	9	15		○		税源移譲によるH19更正処理の都道府県分の控除額		
401	発生源	3	標準税率市町村税源移譲減額	HYJNZRTSCSZGNJ GN_GK	9	15		○		超過税率適用自治体（神奈川県）用標準税率算出用		
402	発生源	3	標準税率都道府県税源移譲減額	HYJNZRTTFKZGNJ GN_GK	9	15		○		超過税率適用自治体（神奈川県）用標準税率算出用		
403	発生源	3	国税更正日	KKZIKUSIB	X	8				カスタマイズ用予備項目		
404	発生源	3	登録区分	TURK_KBN	X	1		○		新規登録時の入力方法 0:登録区分管理外レコード 1:オンライン 2:パンチ取込 3:申告受付データ取込 4:電子申請磁気媒体 5:電子申請を除く磁気媒体		
405	発生源	3	寄附金控除自治体分	KFKNKUJOJCHTIB N	9	15		○		ふるさと納税分		
406	発生源	3	寄附金控除都道府県指定分	KFKNKUJOTFKSTI BN	9	15		○		寄附金控除額（住民税都道府県税額控除対象） ・ 住所地の都道府県共同募金 ・ 日本赤十字支部に対する寄付金 ・ 住所地の都道府県条例で指定された寄付金 ※項番166「寄附金控除」の外数		
407	発生源	3	寄附金控除市町村指定分	KFKNKUJOSCSST_ KBN	9	15		○		寄附金控除額（住民税市町村税額控除対象） ・ 住所地の都道府県共同募金 ・ 日本赤十字支部に対する寄付金 ・ 住所地の市町村条例で指定された寄付金 ※項番166「寄附金控除」の外数		
408	発生源	3	内私的年金支払額	UCHSTKNNKNSHR I_GK	9	15		○		私的年金支払額。 ※項番43「公的年金支払」の内数 予備項目		

409	発生源	3	住民税年金種別	JYUMINZINNKNSHBTU	X	2		○	年金明細から、優先順位が高い種別コードを設定する。自動設定は候補しか挙げられないので、手動修正を可とする。 01:老齢基礎年金 02:旧老齢基礎年金 03:老齢厚生年金 04:老齢船保年金 05:旧適用法人退職共済年金 06:国退職共済年金 07:移行農林退職共済年金 08:私学退職共済年金 09:地退職共済年金 予備項目		
410	発生源	3	基礎控除対象ﾌﾗｸﾞ	KSKUJOTISHU_FLG	X	1		○	1:基礎控除対象の場合		
411	発生源	3	市町村寄附金控除額	SCSKFKNKUJO_GK	9	15		○	市町村寄附金控除額		
412	発生源	3	都道府県寄附金控除額	TFKKFKNKUJO_GK	9	15		○	都道府県寄附金控除額		
413	発生源	3	内年金ﾌﾗｸﾞ	UCHNNKN_FLG	X	1		○	1:内数に年金特徴が有る場合		
414	発生源	3	内特徴ﾌﾗｸﾞ	UCHTKCHU_FLG	X	1		○	1:内数に給与特徴が有る場合		
415	発生源	3	三徴収ﾌﾗｸﾞ	SNCHUSHU_FLG	X	1		○	1:内数の均等割区分がHの場合		
416	発生源	3	居住開始年月日	KYUJUUKIS_YMD	X	8			カスタマイズ用予備項目（参照用） 年西暦4桁+月2桁+日2桁。 原票または磁気データに記載されている居住開始年月日の1つ目。		
417	発生源	3	住宅控除区分	JUUTKKUJO_KBN	X	2			カスタマイズ用予備項目（参照用） 原票または磁気データに記載されている住宅借入金等特別控除区分の1つ目。 措法41①、③「住」に該当のとき'01' ←「住宅借入金等特別控除」 措法41⑤「認」に該当のとき'02' ←「認定長期優良住宅」 措法41の3の2①、④「増」「断」に該当のとき'03'←「特定増改築」 震災特例法16「震」に該当のとき'04'		
418	発生源	3	住宅借入金残高	JUUTKKRIRKNZNDK	9	15		○	カスタマイズ用予備項目（参照用） 原票または磁気データに記載されているローン残高の1つ目。		
419	発生源	3	居住開始年月日_2	KYUJUUKIS_YMD2	X	17			カスタマイズ用予備項目（参照用） 原票または磁気データに記載されている居住開始年月日の2つ目。		

420	発生源	3	住宅控除区分_2	JUUTKKUJO_KBN2	9	15			カスタマイズ用予備項目（参照用） 原票または磁気データに記載されている住宅借入金等特別控除区分の2つ目。 措法41①、③「住」に該当のとき'01' ←「住宅借入金等特別控除」 措法41⑤「認」に該当のとき'02' ←「認定長期優良住宅」 措法41の3の2①、④「増」「断」に該当のとき'03'←「特定増改築」 震災特例法16「震」に該当のとき'04'		
421	発生源	3	住宅借入金残高_2	JUUTKKRIRKNZNDK2	9	15		○	カスタマイズ用予備項目（参照用） 原票または磁気データに記載されているローン残高の2つ目。		
422	発生源	3	繰越損失純損失山林	KRKSSNSTU_JUNSNSTU_SNRN	9	15		○	[当年純損失山林]+[前純損失山林]+[前々純損失山林]。第4表の純損失（前年,2年前,3年前）のうち「山林所得の損失」に該当する「本年分で差し引く損失額」		
423	発生源	3	当年純損失山林	TUNN_JUNSNSTU_SNRN	9	15		○	[繰越損失純損失山林]の内訳。 明細(T_Jm繰越損失明細)は使用しない。 第4表の純損失（前年）のうち「山林所得の損失」に該当する「本年分で差し引く損失額」		
424	発生源	3	前純損失山林	ZN_JUNSNSTU_SNRN	9	15		○	[繰越損失純損失山林]の内訳。 明細(T_Jm繰越損失明細)は使用しない。 第4表の純損失（2年前）のうち「山林所得の損失」に該当する「本年分で差し引く損失額」		
425	発生源	3	前々純損失山林	ZNZN_JUNSNSTU_SNRN	9	15		○	[繰越損失純損失山林]の内訳。 明細(T_Jm繰越損失明細)は使用しない。 第4表の純損失（3年前）のうち「山林所得の損失」に該当する「本年分で差し引く損失額」		
426	発生源	3	株式配当損失	KBSK_HITU_SNSTU	9	15		○	上場株式等の譲渡による譲渡所得の金額の計算上生じた損失の金額。 第3表または第4表の「本年分の上場株式等に係る配当所得から差し引く繰越損失額」		
427	発生源	3	分離配当所得	BNRHITU_SHTK	9	15		○	分離課税を選択した上場株式等の配当に係る配当所得。 [株式譲渡上場]との通算後、かつ繰越損失[株式配当損失]適用前の金額（第3表の所得金額欄にある「上場株式等の配当」）。 赤字不可		
428	発生源	3	損通分離配当所得	SNTU_BNRHITU_SHTK	9	15		○	分離課税を選択した上場株式等の配当に係る配当所得に繰越損失[株式配当損失]、[繰越損失雑損失]適用後		
429	発生源	3	損通分離配当所得所得税	SNTU_BNRHITU_SHTK_SHTKZI	9	15		○	分離課税を選択した上場株式等の配当に係る配当所得に繰越損失[株式配当損失]、[繰越損失雑損失]適用後所得税分	所得税項目は住民税課税において任意項目であるため正しい値が格納されていない場合があります。	
430	発生源	3	投資等税額控除	TUSTU_ZIGKKUJO	9	15		○	措置法第10の1～7のいずれかの税額控除		

431	発生源	3	課税肉牛軽減所得税	KZI_NKGYKGN_S HTKZI	9	15		○			所得税項目は住民税課税において任意項目であるため正しい値が格納されていない場合があります。
432	発生源	3	課税分離配当所得税	KZI_BNRHITU_SH TKZI	9	15		○		分離課税を選択した所得税配当所得の課税標準額。損通株式譲渡上場から控除しきれなかった所得控除を控除後、¥1,000未満を切り捨てた値。	所得税項目は住民税課税において任意項目であるため正しい値が格納されていない場合があります。
433	発生源	3	課税分離配当	KZI_BNRHITU	9	15		○		分離課税を選択した住民税配当所得の課税標準額。損通株式譲渡上場から控除しきれなかった所得控除を控除後、¥1,000未満を切り捨てた値。	
434	発生源	3	所得税分離配当	SHTKZI_BNRHITU	9	15		○		分離課税を選択した住民税配当所得の所得税。	所得税項目は住民税課税において任意項目であるため正しい値が格納されていない場合があります。
435	発生源	3	市町村分離配当	SCS_BNRHITU	9	15		○		分離課税を選択した住民税配当所得の市町村所得割。	
436	発生源	3	都道府県分離配当	TFK_BNRHITU	9	15		○		分離課税を選択した住民税配当所得の都道府県所得割。	
437	発生源	3	年金本徴収フラグ	NNKNHNCHUSHU _FLG	X	1		○		本年の年金対象者（10月以降徴収）の場合に“1”	
438	発生源	3	年金仮徴収月数	NNKNKRCHUSHUT UKSU	9	10		○		年金の仮徴収月数（4月～8月/最大3）	
439	発生源	3	年金仮徴収期別税額	NNKNKRCHUSHUK BTUZI_GK	9	15		○		前年2月分の期別税額	
440	発生源	3	控除不足反映済額	KUJOFSKHNEIZM_ GK	9	15		○		控除不足額のうち、既に充当/還付/返戻を完了している金額。全て完了している場合は、[項番365:市町村控除不足額]+[項番366:都道府県控除不足額]と同額になる。 ※当初'00' 新規'11' 修正'12'の場合に、控除不足反映処理を行えるため、金額に変更が発生するのは異動区分が'00,11,12'の場合のみ	
441	発生源	3	徴収税額_特徴	CHUSHUZIGK_TK CHU	9	15		○		「317:年税額-(318:市町村所得割減免税額+319:市町村均等割減免税額+320:都道府県所得割減免税額+321:都道府県均等割減免税額)」の内訳。 T_Jm徴収マスタ>差引課税額の合計（徴収区分=1 かつ 各徴収データ内連番毎のサブ連番が最大のレコードの合計。履歴判定='2'の削除履歴は除く）	
442	発生源	3	市町村所得割_特徴	SCS_SHTK_WRGK_ _TKCHU	9	15		○		「440:徴収税額_特徴」の内訳、かつ「283:市町村所得割端数切捨-318:市町村所得割減免税額」の内訳。	
443	発生源	3	市町村均等割_特徴	SCS_KNTU_WRGK_ _TKCHU	9	15		○		「440:徴収税額_特徴」の内訳、かつ「286:市町村均等割-319:市町村均等割減免税額」の内訳。	
444	発生源	3	都道府県所得割_特徴	TFK_SHTK_WRGK_ _TKCHU	9	15		○		「440:徴収税額_特徴」の内訳、かつ「309:都道府県所得割端数切捨-320:都道府県所得割減免税額」の内訳。	

445	発生源	3	都道府県均等割_特徴	TFK_KNTU_WRGK_TKCHU	9	15		○		「440:徴収税額_特徴」の内訳、かつ「312:都道府県均等割-321:都道府県均等割減免税額」の内訳。	
446	発生源	3	徴収税額_普徴	CHUSHUZIGK_FCHU	9	15		○		「317:年税額-(318:市町村所得割減免税額+319:市町村均等割減免税額+320:都道府県所得割減免税額+321:都道府県均等割減免税額)」の内訳。 ※「450:徴収税額_年金2分の1」の外数。年金開始異動元など"年金1/2相当"は含めない。	
447	発生源	3	市町村所得割_普徴	SCS_SHTK_WRGK_FCHU	9	15		○		「445:徴収税額_普徴」の内訳、かつ「283:市町村所得割端数切捨-318:市町村所得割減免税額」の内訳。	
448	発生源	3	市町村均等割_普徴	SCS_KNTU_WRGK_FCHU	9	15		○		「445:徴収税額_普徴」の内訳、かつ「286:市町村均等割-319:市町村均等割減免税額」の内訳。	
449	発生源	3	都道府県所得割_普徴	TFK_SHTK_WRGK_FCHU	9	15		○		「445:徴収税額_普徴」の内訳、かつ「309:都道府県所得割端数切捨-320:都道府県所得割減免税額」の内訳。	
450	発生源	3	都道府県均等割_普徴	TFK_KNTU_WRGK_FCHU	9	15		○		「445:徴収税額_普徴」の内訳、かつ「312:都道府県均等割-321:都道府県均等割減免税額」の内訳。	
451	発生源	3	徴収税額_年金2分の1	CHUSHUZIGK_NNKN2BNN1	9	15		○		「455:徴収税額_年金」の内訳。仮徴収期間中に普徴で徴収する年金税額。	
452	発生源	3	市町村所得割_年金2分の1	SCS_SHTKWR_NNKN2BNN1	9	15		○		「450:徴収税額_年金2分の1」の内訳、かつ「456:市町村所得割_年金」の内訳。	
453	発生源	3	市町村均等割_年金2分の1	SCS_KNTWR_NNKN2BNN1	9	15		○		「450:徴収税額_年金2分の1」の内訳、かつ「457:市町村均等割_年金」の内訳。	
454	発生源	3	都道府県所得割_年金2分の1	TFK_SHTKWR_NNKN2BNN1	9	15		○		「450:徴収税額_年金2分の1」の内訳、かつ「458:都道府県所得割_年金」の内訳。	
455	発生源	3	都道府県均等割_年金2分の1	TFK_KNTWR_NNKN2BNN1	9	15		○		「450:徴収税額_年金2分の1」の内訳、かつ「459:都道府県均等割_年金」の内訳。	
456	発生源	3	徴収税額_年金	CHUSHUZIGK_NNKN	9	15		○		「317:年税額-(318:市町村所得割減免税額+319:市町村均等割減免税額+320:都道府県所得割減免税額+321:都道府県均等割減免税額)」の内訳。	
457	発生源	3	市町村所得割_年金	SCSSHTKWR_NNKN	9	15		○		「455:徴収税額_年金」の内訳、かつ「283:市町村所得割端数切捨-318:市町村所得割減免税額」の内訳。	
458	発生源	3	市町村均等割_年金	SCSKNTUWR_NNKN	9	15		○		「455:徴収税額_年金」の内訳、かつ「286:市町村均等割-319:市町村均等割減免税額」の内訳。	
459	発生源	3	都道府県所得割_年金	TFKSHTKWR_NNKN	9	15		○		「455:徴収税額_年金」の内訳、かつ「309:都道府県所得割端数切捨-320:都道府県所得割減免税額」の内訳。	

460	発生源	3	都道府県均等割_年金	TFKKNTUWR_NNKN	9	15		○		「455:徴収税額_年金」の内訳、かつ「312:都道府県均等割-321:都道府県均等割減免税額」の内訳。	
461	発生源	3	標準税率_徴収税額_特徴	HYJNZRT_CHSHZGK_TKCH	9	15		○		「317:年税額-(318:市町村所得割減免税額+319:市町村均等割減免税額+320:都道府県所得割減免税額+321:都道府県均等割減免税額)」の内訳。 T_Jm徴収マスタ>差引課税額の合計（徴収区分=1 かつ 各徴収データ内連番毎のサブ連番が最大のレコードの合計。履歴判定='2'の削除履歴は除く）	
462	発生源	3	標準税率_市町村所得割_特徴	HYJNZRT_SCSSHTKWR_TKCH	9	15		○		「440:徴収税額_特徴」の内訳、かつ「283:市町村所得割端数切捨-318:市町村所得割減免税額」の内訳。	
463	発生源	3	標準税率_市町村均等割_特徴	HYJNZRT_SCSKNTWR_TKCH	9	15		○		「440:徴収税額_特徴」の内訳、かつ「286:市町村均等割-319:市町村均等割減免税額」の内訳。	
464	発生源	3	標準税率_都道府県所得割_特徴	HYJNZRT_TFKSHTKWR_TKCH	9	15		○		「440:徴収税額_特徴」の内訳、かつ「309:都道府県所得割端数切捨-320:都道府県所得割減免税額」の内訳。	
465	発生源	3	標準税率_都道府県均等割_特徴	HYJNZRT_TFKKNTWR_TKCH	9	15		○		「440:徴収税額_特徴」の内訳、かつ「312:都道府県均等割-321:都道府県均等割減免税額」の内訳。	
466	発生源	3	標準税率_徴収税額_普徴	HYJNZRT_CHSHZGK_FCH	9	15		○		「317:年税額-(318:市町村所得割減免税額+319:市町村均等割減免税額+320:都道府県所得割減免税額+321:都道府県均等割減免税額)」の内訳。 ※「450:徴収税額_年金2分の1」の外数。年金開始異動元など"年金1/2相当"は含めない。	
467	発生源	3	標準税率_市町村所得割_普徴	HYJNZRT_SCSSHTKWR_FCH	9	15		○		「445:徴収税額_普徴」の内訳、かつ「283:市町村所得割端数切捨-318:市町村所得割減免税額」の内訳。	
468	発生源	3	標準税率_市町村均等割_普徴	HYJNZRT_SCSKNTWR_FCH	9	15		○		「445:徴収税額_普徴」の内訳、かつ「286:市町村均等割-319:市町村均等割減免税額」の内訳。	
469	発生源	3	標準税率_都道府県所得割_普徴	HYJNZRT_TFKSHTKWR_FCH	9	15		○		「445:徴収税額_普徴」の内訳、かつ「309:都道府県所得割端数切捨-320:都道府県所得割減免税額」の内訳。	
470	発生源	3	標準税率_都道府県均等割_普徴	HYJNZRT_TFKKNTWR_FCH	9	15		○		「445:徴収税額_普徴」の内訳、かつ「312:都道府県均等割-321:都道府県均等割減免税額」の内訳。	
471	発生源	3	標準税率_徴収税額_年金2分の1	HYJNZRT_CHSHZIGK_NNKN2BNN1	9	15		○		「455:徴収税額_年金」の内訳。仮徴収期間中に普徴で徴収する年金税額。	
472	発生源	3	標準税率_市町村所得割_年金2分の1	HYJNZRT_SCSSHTKWR_NNKN2BNN1	9	15		○		「450:徴収税額_年金2分の1」の内訳、かつ「456:市町村所得割_年金」の内訳。	
473	発生源	3	標準税率_市町村均等割_年金2分の1	HYJNZRT_SCSKNTWR_NNKN2BNN1	9	15		○		「450:徴収税額_年金2分の1」の内訳、かつ「457:市町村均等割_年金」の内訳。	

474	発生源	3	標準税率_都道府県所得割_年金2分の1	HYJNZRT_TFKSHT KWR_NNKN2BNN1	9	15		○		「450:徴収税額_年金2分の1」の内訳、かつ「458:都道府県所得割_年金」の内訳。		
475	発生源	3	標準税率_都道府県均等割_年金2分の1	HYJNZRT_TFKKNT WR_NNKN2BNN1	9	15		○		「450:徴収税額_年金2分の1」の内訳、かつ「459:都道府県均等割_年金」の内訳。		
476	発生源	3	標準税率_徴収税額_年金	HYJNZRT_CHSHZ GK_NNKN	9	15		○		「317:年税額-(318:市町村所得割減免税額+319:市町村均等割減免税額+320:都道府県所得割減免税額+321:都道府県均等割減免税額)」の内訳。		
477	発生源	3	標準税率_市町村所得割_年金	HYJNZRT_SCSST KWR_NNKN	9	15		○		「455:徴収税額_年金」の内訳、かつ「283:市町村所得割端数切捨-318:市町村所得割減免税額」の内訳。		
478	発生源	3	標準税率_市町村均等割_年金	HYJNZRT_SCSKNT WR_NNKN	9	15		○		「455:徴収税額_年金」の内訳、かつ「286:市町村均等割-319:市町村均等割減免税額」の内訳。		
479	発生源	3	標準税率_都道府県所得割_年金	HYJNZRT_TFKSHT KWR_NNKN	9	15		○		「455:徴収税額_年金」の内訳、かつ「309:都道府県所得割端数切捨-320:都道府県所得割減免税額」の内訳。		
480	発生源	3	標準税率_都道府県均等割_年金	HYJNZRT_TFKKNT WR_NNKN	9	15		○		「455:徴収税額_年金」の内訳、かつ「312:都道府県均等割-321:都道府県均等割減免税額」の内訳。		
481	発生源	3	年金内訳切替フラグ	NNKNUCHWKKRK E_FLG	X	1				徴収区分'5'を経て徴収区分'3'に変更（年特→退職、または年特→普徴新規）した履歴がある、かつ 年特時代に算出した「455:徴収税額_年金」を維持する場合に"1"をセット。		
482	発生源	3	徴収税額変更フラグ	CHUSHUZIGKHNK U_FLG	X	1				併徴（3徴収）かつ異なる徴収区分間にて税額のスライド異動を行っている場合に"1"をセット。仮徴収分に期別税額をスライド、または修正異動で強制変更した場合が該当する。 予備項目		
483	発生源	3	特徴内訳保有フラグ	TKCHUUCHWKHY U_FLG	X	1				有効な転勤履歴を有する、かつT_Jm徴収マスタ>「126:徴収税額_特徴内訳」に値を作成している場合に"1"をセット。 予備項目		
484	発生源	3	編集用予備	HNSHUYU_YB	X	30				後にフラグが必要になった場合用の予備項目。カンマ区切りで使用する。		
485	発生源	3	新生命保険料支払額	SNSIMIHKNRYUS HRI_GK	9	15		○				
486	発生源	3	新個人年金保険料支払額	SNKJNNNKNHKNR YUSHRI_GK	9	15		○				
487	発生源	3	介護保険料支払額	KIGHKNRYUSHRI GK	9	15		○				
488	住基系システム	3	扶養特定人数（法改正減少分）	FYOTKTINNZU_H OKISGNSBN	9	5				扶養特定該当人数の内書き ※16歳～18歳の人数		
489	発生源	3	短期一般特別控除額（繰越控除適用前）	YB_KNGK6	9	15		○		短期一般特別控除額（繰越控除適用前）		
490	発生源	3	短期軽減特別控除額（繰越控除適用前）	YB_KNGK7	9	15		○		短期軽減特別控除額（繰越控除適用前）		
491	発生源	3	長期一般特別控除額（繰越控除適用前）	YB_KNGK8	9	15		○		長期一般特別控除額（繰越控除適用前）		
492	発生源	3	長期特定特別控除額（繰越控除適用前）	YB_KNGK9	9	15		○		長期特定特別控除額（繰越控除適用前）		

493	発生源	3	長期軽減特別控除額（繰越控除適用前）	YB_KNGK10	9	15		○		長期軽減特別控除額（繰越控除適用前）		
494	発生源	3	消費税率①	YBKUMK6	X	10		○		消費税率を格納		
495	発生源	3	消費税率②	YBKUMK7	X	10		○		消費税率を格納		
496	発生源	3	予備項目 8	YBKUMK8	X	10				今後の連携/製品拡張用		
497	発生源	3	予備項目 9	YBKUMK9	X	10				今後の連携/製品拡張用		
498	発生源	3	予備項目 1 0	YBKUMK10	X	10				今後の連携/製品拡張用		
499	発生源	3	寄附金控除特例分	KFKNKUJOTKRIBN	9	15		○		ワンストップ特例対象分（H28～）		
500	発生源	3	市町村申告特例控除額	SCSSNKKTKRKUJ O_GK	9	15		○		市町村申告特例控除額		
501	発生源	3	都道府県申告特例控除額	TFKSNKKTKRKUJ O_GK	9	15		○		都道府県申告特例控除額		
502	発生源	3	繰越損失特定中小株式損失分 合計金額	YB_KNGK11	9	15		○		～H28 未使用 H29～ 繰越損失特定中小株式損失分（一般分と上場 分に適用可能な損失） 合計金額		
503	発生源	3	1年特定中小株式損失	YB_KNGK12	9	15		○		～H28 未使用 H29～ 1年特定中小株式損失（※適用分のみ）		
504	発生源	3	2年特定中小株式損失	YB_KNGK13	9	15		○		～H28 未使用 H29～ 2年特定中小株式損失（※適用分のみ）		
505	発生源	3	3年特定中小株式損失	YB_KNGK14	9	15		○		～H28 未使用 H29～ 3年特定中小株式損失（※適用分のみ）		
506	発生源	3	医療費控除の特例	YB_KNGK15	9	15				～H29 未使用 H30～ 医療費控除の特例（スイッチ O T C 薬控除）		
507	発生源	3	配偶者控除額（住民税）	YB_KNGK16	9	15				～H30 未使用 H31～ 配偶者控除額（住民税）		
508	発生源	3	配偶者控除額（所得税）	YB_KNGK17	9	15				～H30 未使用 H31～ 配偶者控除額（所得税）		
509	発生源	3	住民税基礎控除額	YB_KNGK18	9	15				～R02 未使用 R03～ 住民税基礎控除額		
510	発生源	3	所得税基礎控除額	YB_KNGK19	9	15				～R02 未使用 R03～ 所得税基礎控除額		
511	発生源	3	分離課税分譲渡所得に対する特別控除額	YB_KNGK20	9	15				（仮）分離課税分の譲渡所得に対する特別控除額（控 除可能分）		
512	発生源	3	所得金額調整控除額1	YB_KNGK21	9	15				～R02 未使用 R03～ 所得金額調整控除額（要件 (1) 分）	(1)子ども・特別障がい者等 を有する者の所得金額調整控 除 給与収入金額850万円を超 え、かつ以下いずれかの該当 する場合 ①特別障がい者該当 ②年齢23歳未満の扶養親族 を有する ③特別障がい者である同一 生計配偶者もしくは扶養親族	
513	発生源	3	所得金額調整控除額2	YB_KNGK22	9	15				～R02 未使用 R03～ 所得金額調整控除額（要件 (2) 分）	(2)給与所得と年金所得の両 方を有する者の所得金額調整 控除 給与所得金額および公的年 金等に係る雑所得金額の両方 を有する者で、その合計金額 が10万円を超える場合	

514	発生源	3	給与所得金額（所得金額調整控除前）	YB_KNGK23	9	15				～R02 未使用 R03～ 給与所得金額（所得金額調整控除前）		
515	発生源	3	公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額	YB_KNGK24	9	15				～R02 未使用 R03～ 公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額		
516	発生源	3	公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額（所得税）	YB_KNGK25	9	15				～R02 未使用 R03～ 公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額（所得税）		
517	発生源	3	所得税年金雑所得額	YB_KNGK26	9	15				～R02 未使用 R03～ 所得税年金雑所得額（予備金額25から求めた結果の額）		
518	発生源	3	予備金額 2 7	YB_KNGK27	9	15				今後の連携/製品拡張用		
519	発生源	3	予備金額 2 8	YB_KNGK28	9	15				今後の連携/製品拡張用		
520	発生源	3	予備金額 2 9	YB_KNGK29	9	15				今後の連携/製品拡張用		
521	発生源	3	予備金額 3 0	YB_KNGK30	9	15				今後の連携/製品拡張用		
522	発生源	3	予備金額 3 1	YB_KNGK31	9	15				今後の連携/製品拡張用		
523	発生源	3	予備金額 3 2	YB_KNGK32	9	15				今後の連携/製品拡張用		
524	発生源	3	予備金額 3 3	YB_KNGK33	9	15				今後の連携/製品拡張用		
525	発生源	3	予備金額 3 4	YB_KNGK34	9	15				今後の連携/製品拡張用		
526	発生源	3	予備金額 3 5	YB_KNGK35	9	15				今後の連携/製品拡張用		
527	発生源	3	予備金額 3 6	YB_KNGK36	9	15				今後の連携/製品拡張用		
528	発生源	3	予備金額 3 7	YB_KNGK37	9	15				今後の連携/製品拡張用		
529	発生源	3	予備金額 3 8	YB_KNGK38	9	15				今後の連携/製品拡張用		
530	発生源	3	予備金額 3 9	YB_KNGK39	9	15				今後の連携/製品拡張用		
531	発生源	3	予備金額 4 0	YB_KNGK40	9	15				今後の連携/製品拡張用		
532	発生源	3	予備金額 4 1	YB_KNGK41	9	15				今後の連携/製品拡張用		
533	発生源	3	予備金額 4 2	YB_KNGK42	9	15				今後の連携/製品拡張用		
534	発生源	3	予備金額 4 3	YB_KNGK43	9	15				今後の連携/製品拡張用		
535	発生源	3	予備金額 4 4	YB_KNGK44	9	15				今後の連携/製品拡張用		
536	発生源	3	予備金額 4 5	YB_KNGK45	9	15				今後の連携/製品拡張用		
537	発生源	3	予備金額 4 6	YB_KNGK46	9	15				今後の連携/製品拡張用		
538	発生源	3	予備金額 4 7	YB_KNGK47	9	15				今後の連携/製品拡張用		
539	発生源	3	予備金額 4 8	YB_KNGK48	9	15				今後の連携/製品拡張用		
540	発生源	3	予備金額 4 9	YB_KNGK49	9	15				今後の連携/製品拡張用		
541	発生源	3	予備金額 5 0	YB_KNGK50	9	15				今後の連携/製品拡張用		
542	発生源	3	予備金額 5 1	YB_KNGK51	9	15				今後の連携/製品拡張用		
543	発生源	3	予備金額 5 2	YB_KNGK52	9	15				今後の連携/製品拡張用		
544	発生源	3	予備金額 5 3	YB_KNGK53	9	15				今後の連携/製品拡張用		
545	発生源	3	予備金額 5 4	YB_KNGK54	9	15				今後の連携/製品拡張用		
546	発生源	3	予備金額 5 5	YB_KNGK55	9	15				今後の連携/製品拡張用		
547	発生源	3	予備金額 5 6	YB_KNGK56	9	15				今後の連携/製品拡張用		
548	発生源	3	予備金額 5 7	YB_KNGK57	9	15				今後の連携/製品拡張用		
549	発生源	3	予備金額 5 8	YB_KNGK58	9	15				今後の連携/製品拡張用		
550	発生源	3	予備金額 5 9	YB_KNGK59	9	15				今後の連携/製品拡張用		
551	発生源	3	予備金額 6 0	YB_KNGK60	9	15				今後の連携/製品拡張用		
552	発生源	3	予備金額 6 1	YB_KNGK61	9	15				今後の連携/製品拡張用		
553	発生源	3	予備金額 6 2	YB_KNGK62	9	15				今後の連携/製品拡張用		
554	発生源	3	予備金額 6 3	YB_KNGK63	9	15				今後の連携/製品拡張用		
555	発生源	3	23歳未満扶養親族の有無	YBKUMK11	X	10				～R02 未使用 R03～ 23歳未満扶養親族の有無		
556	発生源	3	予備項目 1 2	YBKUMK12	X	10				今後の連携/製品拡張用		
557	発生源	3	予備項目 1 3	YBKUMK13	X	10				今後の連携/製品拡張用		
558	発生源	3	予備項目 1 4	YBKUMK14	X	10				今後の連携/製品拡張用		
559	発生源	3	予備項目 1 5	YBKUMK15	X	10				今後の連携/製品拡張用		
560	発生源	3	予備項目 1 6	YBKUMK16	X	10				今後の連携/製品拡張用		
561	発生源	3	予備項目 1 7	YBKUMK17	X	10				今後の連携/製品拡張用		

562	発生源	3	予備項目 1 8	YBKUMK18	X	10				今後の連携/製品拡張用		
563	発生源	3	予備項目 1 9	YBKUMK19	X	10				今後の連携/製品拡張用		
564	発生源	3	予備項目 2 0	YBKUMK20	X	10				今後の連携/製品拡張用		
565	発生源	3	予備項目 2 1	YBKUMK21	X	10				今後の連携/製品拡張用		
566	発生源	3	予備項目 2 2	YBKUMK22	X	10				今後の連携/製品拡張用		
567	発生源	3	予備項目 2 3	YBKUMK23	X	10				今後の連携/製品拡張用		
568	発生源	3	予備項目 2 4	YBKUMK24	X	10				今後の連携/製品拡張用		
569	発生源	3	予備項目 2 5	YBKUMK25	X	10				今後の連携/製品拡張用		
570	発生源	3	予備項目 2 6	YBKUMK26	X	10				今後の連携/製品拡張用		
571	発生源	3	予備項目 2 7	YBKUMK27	X	10				今後の連携/製品拡張用		
572	発生源	3	予備項目 2 8	YBKUMK28	X	10				今後の連携/製品拡張用		
573	発生源	3	予備項目 2 9	YBKUMK29	X	10				今後の連携/製品拡張用		
574	発生源	3	予備項目 3 0	YBKUMK30	X	10				今後の連携/製品拡張用		
575	発生源	3	予備項目 3 1	YBKUMK31	X	10				今後の連携/製品拡張用		
576	発生源	3	予備項目 3 2	YBKUMK32	X	10				今後の連携/製品拡張用		
577	発生源	3	予備項目 3 3	YBKUMK33	X	10				今後の連携/製品拡張用		
578	発生源	3	予備項目 3 4	YBKUMK34	X	10				今後の連携/製品拡張用		
579	発生源	3	予備項目 3 5	YBKUMK35	X	10				今後の連携/製品拡張用		
580	発生源	3	予備項目 3 6	YBKUMK36	X	10				今後の連携/製品拡張用		
581	発生源	3	予備項目 3 7	YBKUMK37	X	10				今後の連携/製品拡張用		
582	発生源	3	予備項目 3 8	YBKUMK38	X	10				今後の連携/製品拡張用		
583	発生源	3	予備項目 3 9	YBKUMK39	X	10				今後の連携/製品拡張用		
584	発生源	3	予備項目 4 0	YBKUMK40	X	10				今後の連携/製品拡張用		
585	発生源	3	予備項目 4 1	YBKUMK41	X	10				今後の連携/製品拡張用		
586	発生源	3	予備項目 4 2	YBKUMK42	X	10				今後の連携/製品拡張用		
587	発生源	3	予備項目 4 3	YBKUMK43	X	10				今後の連携/製品拡張用		
588	発生源	3	予備項目 4 4	YBKUMK44	X	10				今後の連携/製品拡張用		
589	発生源	3	予備項目 4 5	YBKUMK45	X	10				今後の連携/製品拡張用		
590	発生源	3	予備項目 4 6	YBKUMK46	X	10				今後の連携/製品拡張用		
591	発生源	3	予備項目 4 7	YBKUMK47	X	10				今後の連携/製品拡張用		
592	発生源	3	予備項目 4 8	YBKUMK48	X	10				今後の連携/製品拡張用		
593	発生源	3	予備項目 4 9	YBKUMK49	X	10				今後の連携/製品拡張用		
594	発生源	3	予備項目 5 0	YBKUMK50	X	10				今後の連携/製品拡張用		
595	発生源	3	予備項目 5 1	YBKUMK51	X	10				今後の連携/製品拡張用		
596	発生源	3	予備項目 5 2	YBKUMK52	X	10				今後の連携/製品拡張用		
597	発生源	3	予備項目 5 3	YBKUMK53	X	10				今後の連携/製品拡張用		
598	発生源	3	予備項目 5 4	YBKUMK54	X	10				今後の連携/製品拡張用		
599	発生源	3	予備項目 5 5	YBKUMK55	X	10				今後の連携/製品拡張用		
600	発生源	3	予備項目 5 6	YBKUMK56	X	10				今後の連携/製品拡張用		